

令和元年加美町議会第3回定例会会議録第2号

令和元年9月19日（木曜日）

出席議員（18名）

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂伊佐雄君	4番	早坂忠幸君
5番	三浦進君	6番	高橋聡輔君
7番	三浦又英君	8番	伊藤由子君
9番	三浦英典君	10番	沼田雄哉君
11番	一條寛君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	下山孝雄君	16番	米木正二君
17番	木村哲夫君	18番	工藤清悦君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
副町長	高橋洋君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	佐藤和枝君
危機管理室長	塩田雅史君
企画財政課長	熊谷和寿君
ひと・しごと推進課長	相澤栄悦君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	浅野仁君
農林課長	三浦勝浩君
農業振興対策室長	嶋津寿則君

森林整備対策室長	佐々木 実 君
商工観光課長	岩崎行輝君
建設課長	長田裕之君
保健福祉課長	内海 悟 君
子育て支援室長	佐藤法子君
地域包括支援センター所長	千葉桂子君
上下水道課長	大場利之君
小野田支所長	岡崎秀俊君
宮崎支所長	猪股 繁 君
総務課参事兼課長補佐	遠藤伸一君
教 育 長	早坂家一君
教育総務課長	二瓶栄悦君
生涯学習課長兼 スポーツ推進室長	上野 一 典 君
農業委員会事務局長	太田浩二君
代表監査委員	小山元子君

事務局職員出席者

事 務 局 長	武田守義君
参事兼次長	内海 茂 君
主幹兼総務係長	内出由紀子君
主幹兼議事調査係長	後藤崇史君

議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（工藤清悦君） 皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（工藤清悦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、14番佐藤善一君、15番下山孝雄君を指名いたします。

ここで企画財政課長並びに町民課長により発言の申し出がありますので、よろしくお願ひしたいと思います。企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 改めましておはようございます。

企画財政課長でございます。

昨日の一般質問におきまして、通告3番、一條 寛議員から矢越地区の新庁舎建設事業でこれまで要した費用につきましてご質問がございまして、回答を保留させていただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、事業につきましては、平成22年度、平成23年度、一部繰り越しも含みますけれども、2カ年で実施されておきまして、全体で事業費1億7,078万円となっております。その中で、土地購入費で約1億1,780万円及び造成費2,099万円、造成費に伴う用地測量設計費、あるいは事業認定図書作成業務、さらには土地改良区除外の決済金等々を含めまして1億5,751万円となっております。

一方、新庁舎の基本設計の業務費用998万円のほか、新庁舎設計プロポーザル報酬、新庁舎建設委員会の委員報酬など、今後活用されない費用等は議員からは無駄になった費用ということでご質問がございましたが、この分として、1,327万円となっております。

さらに、通告4番の味上庄一郎議員から、矢越地区新庁舎建設用地買収費、約1億2,000万円の財源についてということでご質問がございました。昨日は、一般財源ですということでお答えをさせていただきましたが、持ち帰り調べましたところ、庁舎整備基金を取り崩して充当しておりましたので、正式には、特定財源、自主財源には変わりはないんですが、そのようになりますので、訂正をさせていただきます。

私からの説明、回答につきましては、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（工藤清悦君） 次に、町民課長、お願いいたします。

○町民課長（荒木澄子君） おはようございます。

町民課長でございます。

昨日一條議員のほうから食品ロスの関係で、宮城県の宮城食べ切り運動と称しました啓発イベントを昨年度実施しておりました。加美町では、秋祭りの催しに環境フェアを町民課で行っておりますので、そのときに食べ切りコースターを配布したというところでございますが、その現物を本日お持ちしております。宮城食べ切り運動実施中ということで、紙のコースターでオレンジ色、ピンク色、もう一つ緑色の3種類がございましたが、ちょっと緑色は在庫がございませんが、中には、残さず食べ切ろうということで、むすび丸が地球を抱いて、エコ活動を行っているものを掲載しております。こちらには、適量調理、適量注文で、食べ残しゼロというような啓発内容が載っているコースターでございます。やはり食べ切ろうということで、冷蔵庫掃除をしているんですか、荒木さんと言われるように、お医者さんや、保健福祉課にご迷惑がかかるようなことにならないように、適量注文、適量調理ということを中心に、ごみ減量に啓発をしていきたいと、私も思っておりますので、よろしくお願いたします。今年度も環境フェアを通じて食べ切り運動を中心に、このごみ減量についても、食品ロスについても、何らかの形で啓発活動を行っていきたく思いますので、どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） ありがとうございます。町民課長については、きのうのお願いでありましたので、大変ありがとうございました。

日程第2 一般質問

○議長（工藤清悦君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

それでは、通告5番、5番三浦 進君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔5番 三浦 進君 登壇〕

○5番（三浦 進君） おはようございます。通告のとおり一般質問を行います。

1、孫沢地区公衆用道路についてであります。

孫沢地区公衆用道路は、町の不手際により、農地法第74条の2に違反し、国に返還しなければならない状況にまでなりましたが、国の近隣地権者への配慮により、返還までには至らないものと思っております。至りませんでした。

しかし、町の占用許可取り消し以降も、原状回復が完全には行われず、いまだに近隣地権者が望む自由な通行はできない状態になっております。この問題が町にとって厳しい問題に発展しないように、早期に解決をしなければならないと思いますが、次の項目のとおりお伺いします。

- ①現在、国、県との調整はどうなっているでしょうか。
- ②近隣地権者にはどのような説明をしているでしょうか。
- ③公衆用道路として自由に通行できるのはいつでしょうか。

以上、お伺いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。本日もよろしく申し上げます。

三浦 進議員の孫沢地区公衆用道路について、3点ご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の現在国、県との調整はどうなっているかというご質問でありました。

宮城県とは現在も継続的に協議を行っております。協議の内容としましては、当該公衆用道路について、引き続き町が公衆用道路として管理していくことを前提に、周辺住民の意向も踏まえ、管理者である町の責任において道路としての通行を可能とするための方策を検討しているところでございます。

なお、このことにつきましては、宮城県を通じて農政局にも報告をしており、今後も周辺住民を含め調整を図りながら進めてまいりたいと考えております。

2点目の近隣地権者には、どのような説明をしているかというご質問でありました。

当該公衆用道路につきましては、占用物件については撤去されたものの、工場用地として隣接する土地を含め一体に利用されていた経緯があることから、工場用地としての擁壁が道路を分断するような形で設置されております。それによって大きな高低差が生じている部分があるということでございます。このことについては、宮城県、そして宮城県を通じて、農政局にも報告をしております。対応につきましては、工場用地所有者を含め随時宮城県と協議しながら進めているところでございます。これまでの経緯も踏まえまして、近隣地権者と工場用地所有者の双方が納得できるような解決に向けて話し合いを進めているところであります。

議員からのご意見いただきましたように、町としましても、早期解決に向けて努力をしておりますけれども、現状は、なかなか進まない状況にあるということでございます。引き続き

解決に向けて努力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

3点目の公衆用道路として自由に通行できるのはいつかというご質問でありました。

本件は、工場用地所有者、隣接地権者と十分な調整を行い、さらに県、国の理解を得ながら進めていかなければなりません。そのためには、先ほども説明しましたが、早期の通行が可能ないように調整を行っておりますが、いつということをここで明言する状況にはないということがございます。引き続き、早期解決に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いたします。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 近隣、町のほうでは近隣所有者と言っていますので、これから近隣所有者と言いますが、所有者は、本件公衆用道路の自由な通行の権利を守るために、町には要望書、公開質問状、行政不服審査、議会には請願書、県及び国の関係機関には本件の調査要望を行い、弁護士相談や、簡易裁判所への調停など、平成28年6月から約3年3カ月の間、時間と労力をかけ、多額の金銭を費やし、あらゆる手段を尽くしてきたと聞いております。このような町民に、町はしっかりと寄り添って、町民の願いにしっかりと対応しなければならないと思いますが、まず、この件について町長にお伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。よろしくお願いたします。

これまでの経過ということも踏まえて近隣地権者がいろいろな形で努力されてきたというようなことのお話がありました。町としましても、結果として、農地法の第74条の2で譲与された土地を占有許可をしたということにつきましては、その正式な文書等がわかった時点でおおびをしたところでございますし、そのことについては大変申しわけないというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） ただいま町長とお伺いしたんですが、総務課長の言っていることも町長も同じようなものだというふうに考えます。

次に、加美町の公共物占有許可によって、道路を占有していた業者の原状回復は加美町として満足できるものであったのかどうかお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

占有許可の取り消しをした部分についての現状についてということでございますが、現状につきましても、占有を許可した部分としましては、基本的に占有された公衆用道路部分としての場所については、確保をしておるということでございます。ただ、車両等が通行するという部分については、若干問題がありますが、現状としては、その以前の状態には回復はされているというふうに考えております。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 占有していた業者が満足できるかどうかというのを聞いたんですが、まだ公衆用道路に鎖を張っているんです。鎖を張っているということは、普通の人が入れるような状態にはないということです。これについては、どうですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今お話がありました部分については、ブロックといいますか、基礎構造的なものが一部ございますので、そうした部分が危険な部分もございますので、ロープを張らせていただいているという状況でございますが、通行する等については、外して通行はできるということになりますので、ただ、一般的には余り供されていないという状況もありますので、そういったことをご利用していただければというふうに思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 今、総務課長から答弁があったように、まだ占有許可した業者の原状回復が進んでいない。全くできていないということであります。

次に、平成28年8月1日の公共物占有許可は、極めて拙速で、ずさんであったと思います。それは申請者の名義人を代表取締役ではなく、会社の担当で、しかも代表印ではなく、会社の認印であったこと。

それから、占有面積は、町が提示すべきです。それなのに、占有者が提出したものを何の根拠もなくそのまま認めたこと。これは会計に関することですのでね、町がめくら判を押したというしかない。

あと、町は占有者に登記簿謄本の権利書の権利部分、農地法第74条の2をまともに調査しなかったために、占有業者にもはっきり説明できない。したがって、一方的に占有許可を取り消し、その会社にも大変な負担を強いることになった。これは町が大きな責任があるというふうに思います。責任をしっかりと果たさなかったからではないかというふうに思いますが、

このことについて、町長はどのように思いますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

占有許可をした際の手続の部分についてご指摘がありました。これについては、これまでの議員からもご質問をいただいたところでございますし、占有許可の書面等の手続の中で、代表取締役印がなかったというようなことがありますので、その点については、事務手続的な部分でもう少し配慮すべき点があったのかなというふうに思っております。

また、占有面積ということでございますが、基本的に占有許可をする場合については、占有する部分についての面積算定の根拠は申請者のほうに算定をしていただくというようなことになっておりますので、そこでその書類で面積を確認しているというような状況でございます。

また、農地法の第74条の2とされていることについて、町が十分な調査をしなかったということで結果的にいろいろな方に迷惑をかけたというようなことがあります。その辺については、今回議員からのご指摘のとおり、十分反省をしているところでございます。結果として誤った解釈という形で各関係者の皆様に御迷惑をおかけしたというようなことについては、おわびを申し上げるものでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 当時、現在の総務課長は、総務課長でも何でもなかったもので、大変きついただろうというふうに思いますけれども、この面積を、借りる人に測ってもらったら何ぼだとお金を決める。そして、町の収入がそれによって決まる。これはとんでもない話だと思いますが、どうですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

先ほども申しましたけれども、占有面積の算定については、それぞれの算定根拠という形で書類を添付していただくようにしております。それに基づいてお貸しをしているというような状況でございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 一番最初に言ったとおり、極めて拙速でございまして、さういふふうには言いましたけれども、実は、申請は平成28年の7月29日ですか。2日間ほど休日があつて、8月1日には決裁をしていると。そういうことは実際にはあり得ないんですよね。町長は6月

ごろから調査があったというふうなことを言っていますけれども、それは到底信じる事ができないような、この今の話だけでも言えるのではないかというふうに思います。もう一度答えていただけますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

前の担当者から聞くところにおきましては、6月ぐらいには、いろいろお話があって、その段階からいろいろ出していただく書類等について確認をしていると。その中で、占用場所等についてもこういった形で書類を出してくださいというような書類の当時のやりとりをされた形で占用の申請が出たというふうに聞いております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 6月というのは、近隣地権者があそこに孫沢地区に塀があって入れなかった。だから、これは何とかしなければいかんということで、現在問題になっているあその公衆用道路の周辺の所有者、これに対して、3メートルほどの塀をどいてもらいたいということで、調停を出したんですよ。それで慌てて占用許可を取ったんですよ。そういうふうに推測できるんですよ。そして、その間にその公衆用道路の周辺の地権者に一生懸命、どうするんだということをやったら、今度は、占用許可をもらった後に、その会社が町から占用許可をもらっているという、その大上段に構えてきたわけですね。これには驚きましたね。私は後から聞いて、そのことについてはどう思いますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今、お話をいただいた部分について、占用許可を受けた業者がそういった形でお話をしていたということについては、私も初めて聞いたところでございますが、その時点で町としては、占用許可を出した事実についてはそのとおりであるかなと思います。ただ、結果として誤りであったということについてはおわび申し上げたいというふうに思います。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 権利地権者は、農地法第74条の2のと、公衆用道路の説明を通知文書として町に何回も提出しましたが、町は全く無視し、占用許可の正当性を擁護するためと思われるような行動をし、過失ではなく、故意に行ったと、十分考えられるように思いますが、町長、この辺、どうですか。どのようにお考えでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当時からこのことを知っていたわけではありませので、私も詳しい状況は把握しておりませんが、私は職員が故意にやったとは思っておりません。職員もしっかりと対応したというふうに思っております。ご承知のとおり、何十年とここは工業用地として一体的に使われていた土地でございますので、そういったことが、それまでは、どなたもこのことに対して不思議に思うことはなかったんだろうと思います。農地法第74の2についても、なかなか裏づけとなる書類が幾ら探しても見つからないという状況もあったというふうに聞いておりますので、決して故意に行ったものでないというふうに思っております。精いっぱい職員としては仕事をしたんだというふうに思っております。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 何十年も前から工場用地として使われておったということを強調すればするほど、何か胡散臭いような感じがします。図面を見て説明をちょっとしたいと思いますけれども、この写真が152番ですかね。道路ですけれども、全然道路の状況になっていないんですよ。

○議長（工藤清悦君） 三浦議員、マイク近くでお願いします。

○5番（三浦 進君） 道路の条件、しかもここに鎖がありますよね。これが公衆用道路だと、一般の人がフリーに通行できる道路だと。こんな公衆用道路というのはないと思います。

次に、先ほどの擁壁について言われておりますけれども、この擁壁の上が、さっき来た152から153に通じて入ってくる道路なんです。今ここに153という、ここに見えないですね、大きくするには、いいでしょう。この上に道路があるわけです。それが7メートルもあるわけですよ。これ公衆用道路でも何でもなし。さらには、ここ153というところなんです、こういうものが積まれている。とてもここは歩けません、危なくて。この積み方も正式な積み方ではないんです。普通はこのこういうやり方でやっているんですね。このやり方で。本来はここは何メートルかこうどンドン離して行って、ピラミッドよりさらに離して行って、そしてずっと山、階段状になっていくはずなんです、これはちょっと上からちょっと圧がかかると落ちてくると。しかも、ここがもう公衆用道路なんです。これが押されてきて、本来は3メートルあるべきなのが、1メートルしかない。危なくてとても歩けない。そういう状況になっています。

そこで、この7月に、近隣地権者の代理人である方が町長に公開質問状を出しました。公開質問状には、こんなことが書いてある。「加美町の企業に対して、本件公衆用道路、孫沢字東沢154番地内にその企業の工作物が境界を2メートル越え侵食し、公道を塞いでいる。町は

除去請求できますか」町の回答は「できません」と。そして、「できない理由は何ですか」と。「その工作物が影響しているかどうか判断できない」と、こう書いてある。これ公衆用道路ですよ。もう一ついきます。「公衆用道路は安全に管理されていますか」「どちらとも言えない。隣接地の工作物について、町がその危険性を判断する立場にありませんのでどちらとも言えません」これがもう最近です。8月の30日、先月の30日に、これを返事してきました。町は我全く関せず。

お聞きします。この道路の管理者は誰ですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

この公衆用道路の管理については、所有が加美町になっておりますので、加美町となります。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 道路の管理者は、その責務というのがあるんです。道路法第42条で「道路管理者は道路を常時良好な状態に保つように維持、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない」しかも維持というのは、道路の機能及び向上の補助を目的とする日常的な行動。修繕というのは、道路の損傷した構造を当初の状態に回復させる行為。これが法律で決まっているんです。道路管理者が町長であるならば、私は知りませんとか、関知しませんとか言えますか、どうですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

この公衆用道路につきましては、譲与された土地ではございますが、道路法に基づく道路ではございません。これまでもお話をしておりますが、いわゆる法定外道路というような形で、いわゆる昔、里道とかと言われた形の法定外道路、そういったものと同様の管理というふうに考えております。そうした道路は、加美町、町内にはいっぱいございまして、町の所有にはなりますが、全てを町が積極的な管理して整備をしているというところにはなかなか至らない状況でございますので、そういった形でいわゆる道路法という市町村道の管理とはどうしても違ってしまふというようなことはご理解いただければと思います。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 原因がわかりました。これは今公衆用道路の認識が全然ないということです。公衆用道路というのは、不動産登記事務取扱手続準則により決まっておって、「道路法による道路であるかどうかを問わず、一般交通の用に供する道路である」というふうには

っきり決まっているんですよ。ですから、いろいろなことを調べてみると、1本の県道とか、国道、あれも全部公衆用道路ですよ。そういう認識だからこれができない。関係ない。これはどう思いますかね、町長お願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、総務課長が申し上げたように、法定外道路でございまして、これは加美町の中に大変多く存在しております。山の中なんか縦横無尽に走っていますね。通常はこういった道路は利用する方がご自身で草刈り等をして、そうして通行できるようにして利用しているというのが普通でございます。これは恐らく加美町だけのことではないだろうと思っておりますので、この道路についてもそのように我々は認識をしているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 法定外道路にかかわらずというふうに書いてあるんですよ、これしっかり。もう1回調べてみてください。私の言っていることは間違いありません。法定外道路もへちまもないんです。これは公衆用道路。この道路の管理は加美町に決まっています。

では、お伺いしますが、譲与通知書に25筆の2万5,000平米だったのでしょうか、そういうのは譲与通知書に書いてございます。これを全部点検しましたか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

譲与通知書に記載されている25筆を確認しているかということですが、こちらについては県のほうからも確認するよう依頼がございましたので、確認をしておるところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） もう一度伺います。まだしていないということですね。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） それぞれの状況について現状についても確認をしているということでございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 加美町の財産である今2万5,000平米と言いましたが、2万3,727平米、広大な土地なんです。加美町の財産ですよ。これをしっかり管理しないでどうしますか。もう一度伺います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今回の譲与された部分については、孫沢地区の現在のお話をしている付近の道路と、あとは一部鳥屋ヶ崎の泥坂屋敷に係る部分がございます。そうした部分でその譲与された公衆用道路について確認をしたところ、一部については山林と一体化されているようなところもございます。そういった中で、あそこの中に公衆用道路とかいう形で譲与をされて、いろいろな形で網羅されているところがございます。それらについて町が全て良好な形で管理をしていくというようなことはなかなか難しい状況でございますので、山林等の所有者の中で伐採等の場合についての相談とかについてこれまでも一度もありませんでしたので、特に管理等はしていないという状況でございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 25筆、2万3,723平米の土地が登記簿謄本に宮崎町になっていたんですよ。これ加美町に直しましたか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

現在、今お話をいただいている土地152であったり、153、154が加美町になっておりますので、こちらのほうも加美町になっているというふうに理解をしております。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 今、加美町に登記をし直したと言いましたか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

登記のし直しはしておりません。合併によって宮崎町から加美町になっているものだというふうに考えております。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） これ、加美町の財産に対する思いとか、守るべきだとかいう意識が足りないのではないのかと。私はこんなのちゃんと準備していけば半日で25筆なんか登記できますよ。まだ宮崎町になっていたんですが、これ登記簿謄本でちゃんと宮崎になっていますよ。ちゃんとこれしっかりやってくださいよ。お願いします。

それでは、その次ですけれども、町は公衆用道路を資材置き場として、公共物占用許可を与え、農地法第74条の2に反するとともに、住民の自由な通行を3年以上も奪っていると。農

地法違反だけでなく、さまざまな法令に違反の疑いがあります。次の質問にまず次のことを理解していただいた上で、お答え願いたいと思いますが、公衆用道路とは、不動産登記法事務取扱手続準則により、道路法による道路であるかを問わず、問わずということは、道路法と同じことだということです。一般の一般交通の用に供する道路であることを規定されている。さらにまた、町長の町民への通知文書は、公権力の行使であり、虚偽であってはならず、極めて重いものであります。モニターに表示してお伺いしますので、慎重な答弁をお願いします。

ここの部分ですね。町は平成28年8月1日、町内の企業に孫沢の公衆用道路を資材置き場等を目的として公共物占用許可を与えた。それで、平成30年1月18日に、町長が近隣所有者の通知文書によりますと、ここの部分ですね。旧宮崎町時代から町長は「町道として認定しておりません。よって、本件公衆用道路は道路法上の道路ではなかったこととなります」と言っているんです。ところが、これは公衆用道路でありますよということを言ったら、今度はこう言っているんです。同じ道路のことですよ。「平成30年7月9日、すなわち6カ月後に、昭和57年3月に、宮崎町が農林水産省から工業等の導入を推進するために、工場用地として利用することを目的として譲与を受けたものです」と言ったんです。一番上の道路ではないことが、これは公衆用道路の認識不足です。この部分は。この部分は、推測の範囲内で虚偽です、これは。嘘です。よって、次の適用法令、そして質問を言います。

刑法第156条はこうです。「虚偽公文書作成等、公務員がその職務に関し、行使の目的で虚偽の文書もしくは図面を作成したときは、印章または署名の有無により区別して、前2条の例による」ということで、例えば第154条は「3年間の懲役」とか、「30万円の罰金」と書いていますよ。質問としては、刑法第156条虚偽公文書作成等の罪に抵触の疑いがあると思うが、町長はどのようにお考えですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 虚偽とは認識しておりません。担当職員がその時々状況を調査し、そして、調査の中で出てきた明かになった状況を、情報をもとに弁護士さんにもご相談をし、そして回答したものだというふうに思っております。後になって新たな文書が見つかりそのときの認識が誤っていたということがあったようではありますが、私は職員が誠実に仕事を行ったというふうに認識しております。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 虚偽とは認識していないということでもあります。

次に、刑法第193条、公務員職権乱用です。「公務員がその職権を乱用して、人に義務のないことを行わせ、または権利の行使を妨害したときは2年以下の懲役または禁錮に処する。」

質問です。公務員職権乱用の罪に抵触の疑いがあると思いますが、町長、どう思いますか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） そのように認識はしておりません。

また、こういったことについては、これはやはりしっかりと町としても弁護士にご相談をし、そして今後とも対応してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 認識していないということであります。

次に、道路法第33条です。町は、平成28年8月1日町内の企業に、孫沢地区の公衆用道路を資材置き場として、公共物占用許可を与えた。道路法第32条、道路占用の許可「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、あるいは物件または施設を設け、継続して道路を使用する場合においては、道路管理者の許可を受けなければいけない。」電柱、電線、変圧器、郵便云々、公衆、広告等、その他これに類する工作物なんです。あるいは、2番目として、水管、下水管、ガス管、その他これらに類する物件なんです。これはどこにも資材置き場なんて書いていません。

これは質問です。道路法第32条、道路の占用の許可に抵触している疑いがあるんですが、どう思いますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

先ほどから申し上げておりますが、本公衆用道路については、道路法の適用を受けない道路という認識でございますので、町の公共物占用条例に基づいて占用許可をしたということでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 認識あるなしにかかわらず、質問を続けていきます。

道路交通法第76条、禁止行為「何人も信号機もしくは道路標識等またはこれらに類似する工作物もしくは物件をみだりに設置してはならない」と。3番目に「何人も交通の妨害になるような方法で物件をみだりに道路に置いてはならない」と言っています。道路交通法第76条の禁止行為に抵触している疑いがあると思いますが、どのように思いますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 道路交通法ということでございますが、こちらについてもこの道路交通法の中の定義としては「道路法による一般交通の用に供するその他の場所をいう」というような定義もありますので、全ての公衆用道路等も含めた法定外も含めた全ての道路が道路交通法の適用というふうには認識していない状況でございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 次に行きます。

刑法第124条、往来妨害です。「陸路または閉塞して、往来の妨害を生じさせた者は2年以下の懲役または20万円の罰金に処する」とあります。道路往来妨害に抵触している疑いがあると思いますが、どうですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

これも先ほどから申し上げておりますが、公衆用道路、町内にはいろいろな形で法定外道路も存在をしております。その部分で先ほどお話ししましたようにほかの道路としての形のないようなところも場所によってはございますので、そうした部分で全てが往来についてできなくなったということではないと思います。ただ、今回、占用許可を行ったことについて、そこで往来ができなくなったという部分については、町の解釈も誤っていたということで、その部分については、一部該当するかもしれませんが、そういった状況でございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 往路妨害については、総務課長が、12月かその前の質問で「おわびします」と。「おわびで済むものではない」と言った覚えがあります。これはこれでいいです。次に行きます。

この上ですね、近隣所有者は平成28年6月、すみません読み上げますので、「平成28年6月、自己の山林を利用、管理するため、孫沢地区の現地を訪れたが、公衆用道路が塀で閉鎖されていた。町にもたびたび要望したが、現在も通行ができないので、山林を利用、管理できない損失を生じている」ということです。適用法令の国家賠償法第1条は、「公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意または過失によって違法に他人に損害を加えたときは、公共団体がこれを補償する責に任ずる。前項の場合、公務員に故意または重大な過失があったときには、公共団体はその公務員に対して、求償権を有する」ということなんですね。

質問です。国家賠償法第1条に抵触している疑いがありますが、どうですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

占有許可を出したということについては、結果として誤っていたということですが、その部分について故意または過失というようなことではないんだろというふうには思っております。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 占有許可を与えること自身がね、過失なんですよ。どうですか。

○議長（工藤清悦君） 三浦議員、質問時間も配慮しながら質問をお願いいたします。残時間終了です。

○5番（三浦 進君） もう終わりますから。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この土地を今の所有者が購入したのは、平成11年ですね。今、私、見て驚いたのは、平成28年6月になってから、初めて現地を訪れて、その状況を把握したというふうなことでございますけれども、平成11年当時、擁壁は既に、私が聞いている範囲では、工業地として利用しており、そして近隣地権者に土砂等が流出するというので、近隣所有者からの要望を受けて、その土地所有者が擁壁を設置したと。そして、大変近隣所有者から喜ばれたと、私は聞いております。その後、今の所有者が購入したということがございます。ですから、今の所有者が購入した時点では、既に擁壁は存在をしていたということがございますので、平成28年6月になってから、もう17年でしょうか、経過して初めて山に行って、その状況がわかったということについては、ちょっと私は理解しがたいというふうなことで今見ていたところでございます。

○議長（工藤清悦君） 三浦 進君。

○5番（三浦 進君） 近隣所有者に何の落ち度もなく、町の不始末により生じたこの問題が何年も解決しないのは、私は町の責任だと思います。町の行政責任の信頼性を根底から崩すものだというふうに考えます。町はいつまでも引き延ばしをしないで、原状回復を速やかに実施して、近隣所有者の権利を守ることが何よりも重要だと思います。以上で終わります。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、5番三浦 進君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。11時10分までといたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告6番、4番早坂忠幸君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔4番 早坂忠幸君 登壇〕

○4番（早坂忠幸君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告どおり質問させていただきます。

1点目の中新田高校スポーツコースの設置であります。

町長3期目の公約として、中新田高校へのスポーツコース設置を掲げております。宮城県に提案中とのことですが、その内容について伺います。

昨日、この件については、10番議員が質問しておりますので、多くは質問しません。答弁も簡潔にお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、早坂忠幸議員のご質問、1点目、中新田高校にスポーツ科を設置するという私の公約についてのご質問にお答えさせていただきたいと思っています。

沼田議員、味上議員のほうに対しても答弁させていただきましたので、簡潔に行いたいと思いますが、まず、この大事なことは、中新田高校、県立高校ではありますけれども、加美町にとっては大変大きな存在であると。唯一の高校でございますので、やはりこの存続については、町もこれは県が決めることだということで手をこまねいてはならないというふうに思っております。恐らくは、私の任期の期間中に、西部地区の統廃合というものが議論のそ上に載るだろうというふうに思っておりますので、それから動いたのではこれ手おくれになりますから、今からやはり存続に向けての我々も知恵を出し、そして県の教育委員会のほうにもしっかりと提案をしていくということが大事であるというふうな認識のもと、しからば中新田高校、どのようにして魅力のある学校、この近隣からだけではなく、県下一円、あるいは県外からも入学していただけるような学校にしていけるかというふうな視点で考えたときに、やはり加美町が有する財産、実はスポーツ施設が大変充実しているわけでございます。ですから、こういったスポーツ施設を十分に活用して、全国から呼び込めるような特色ある学校にしていけるのがよろしいのではないかとということでスポーツコース、スポーツコー

スという形で設置するのか、あるいは今、普通科1本ですから、普通科の中に類型がありますので、その類型の一つとしてスポーツ系という形で設置するのか、こういった設置のあり方については、詰めていかなければならないわけでありますけれども、そういったスポーツというものの特色を打ち出した学校にしていくことが可能ではないかというふうなことで、県の教育長等に提案させていただいているというところでございます。

以上、お答えさせていただきました。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 簡単に答弁をしていただきまして、ありがとうございました。

それでは、質問にしますけれども、最初に、これ公約ですよ、今回の。それで、公約とはというのを私、調べました。公約とは、政党や候補者が、当選後に実現すべき政策について、有権者に約束することだそうです。また、当選者が選挙公約に拘束され、実現の努力を行うことは、責任政治の大きな要素であるとなっております。公約の考え方について、町長、これよろしいですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これまでも選挙で訴えさせていただいたことについては、実現すべく最大限の努力をしてみいました。もちろんこれは私1人でできることでございませぬので、職員とも思いを共有しながら、そうしてやはり町民の皆さん方のご理解も大事でありますし、議員さん方のご理解も大事でありますので、そういったことをしっかりとお伝えさせていただきながら、公約の実現に向けて努力をしてみいましたし、今後もこれは努力を傾注してみたいと考えております。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） これまでの町長の大公約でありました西田への新庁舎建設はまだ果たしておりませぬし、手つかずの状態です。それから、国立音楽院も定員不足、2年連続の決算不認定の大きな要因でした。これらについては、通告もしていませんので、答弁は要りませぬ。

本題に入ります。まず、中新田高校は、町長も言ったとおり、県立であります。それで、6月定例会で、町長は私の質問の最後に、宮城県とも大変良好な関係にあるとの答弁をいただきました。だからこそ、今回このような公約を行ったものと思いますけれども、宮城県の教育委員会へ提案したとのことですが、どの部署に、どのような形で提案したのか、また、スポーツコースとは、どのようなスポーツを考えているのかお聞きします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おかげさまで県の幹部職員、以前から知っている方々も多ございまして、気軽にお伺いをして、そしてさまざまな意見を交わす。あるいはお願いをすると、そういった良好な関係でございまして。そういった中で、このことについては、当然県の教育委員会のトップは教育長でございますので、当然教育長をはじめ関係者のほうには提案をさせていただいております。あくまでも今は提案をしたということでございまして、今後、どんなふうに県の教育委員会として考えていくのか、考慮していくのか、あるいは地元の高校の当然の思いと、校長先生の思いもありますから、そういった関係者との話を詰めていくということが大事だろうと思っております。すぐにこれ一、二年で実現するとは私は思っておりませんが、先ほど申し上げたように、この統廃合、再編、高校再編の一つの鍵は、その学校がどれだけ地元の自治体と深いつながりを持っているか、その自治体に立脚して、密着した形で行っているかということも非常に大事な要素でございますので、こういった自治体がアクションを起こすということが私は非常に重要だというふうに思っています。

失礼しました。これも既に昨日お答えしましたので、繰り返しになりますけれども、さっき申し上げました加美町の資源を活用するということが大前提でございますので、加美町が所有しているスポーツ施設、陶芸の里スポーツ公園、そしてカヌー場、ゴルフ場、それからボルダリング施設、こういったスポーツ施設、こういったものを有効活用して行っていくということになろうかと思えます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 町長が昨日、中新田高校の前校長、それから現在の校長、それから今お話をあった県の教育長、それから昨日は議長にも話したとのことですね。その際、どういう反応があったのか。それから、その話のみで、この公約として提案するのか、私、ちょっと疑問あるんですけれども、その2つお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは正式な会談ではございませんのでね、一々その内容をどうこう皆さんのほうにお伝えするのがよろしいかどうか、これは相手方の許可を得ているわけでも何でもありませんので、それは差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的にはスポーツ科の構想、現時点で私が考えていることについて述べさせていただいたということでございますし、きのうお話ししたのは、前校長については、特に国際交流、留学生の受け入れ、そういったことについてお話をさせていただいたわけでございます。いずれ

にしても、歴代の校長先生もやはり問題意識を持っております。このままではいけないということでございます。ですから、そういった問題意識を共有しながら、スポーツ科というものを柱とした特色ある学校づくりを町もどういった形で協力できるかは今後のことですが、問題意識を共有しながら、学校、中新田高校の存続に向けて取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） きのうち、10番議員への答弁で、早坂教育長にも話をしていると町長答弁したんですけれども、教育長はどのように話を受け、感じたのかがまず1点です。

それから、これは教育長になるのかどうか分からないんですけれども、今後加美町でこの件について担当する部署が必要になると思うんですけれども、どこになるのか、その2点をお願いします。

○議長（工藤清悦君） 通告していませんけれども、町長からの答弁でよろしいですか。町長。

○町長（猪股洋文君） これは担当といたしますか、当然これは県の事業、県立高校でございますから、これは県が決めることとなりますけれども、当然これは町としても県と話し合いをしながら、どういった形で町が支援をしていけるのか、これは今後の話し合いということになるだろうというふうに思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 県がやるのはわかっています。ただ、県がやる場合、町がお願いする公約ですから、町の部署が大体どの辺になるかというのは、それも頭にはないんですか。

○議長（工藤清悦君） 町長、町の担当をお願いします。町長。

○町長（猪股洋文君） 特に担当がどこということは決めておりません。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 今後決める。決めなければこの話もなかなか進みにくいと思いますので、その辺はしかるべき時期が来たら決めていただいて、進めていただければと思います。

さて、教育長の話なんですけれども、前にはなくても答弁いただいたんですけれども、きょうはよろしいです。なかなか厳しくなりましたね。どういうわけだか。まあいいです、それは。

それでは、スポーツコースの中にゴルフ場の関係もありました。それで、今現在のゴルフ場の裏葉葉の状況をちょっとモニターで見させていただきますけれども、これが現在のゴルフ場の様子です。これはラフじゃないんです。フェアウェーでもないんです、グリーンなんです。

わかっています、町長。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 状況は承知しております。

なお、この質問でありますけれども、やはりこのゴルフ場についてご質問をしていただくのであれば、初めからこれは通告していただいたほうが執行部としても適切な回答ができるのではないかと考えておりますので、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 何だか厳しいあれば来るんですけれどもね、このぐらひはスポーツコースの中にゴルフ場設置ですから、私は当然だと思ひて質問してありますから、理解してください。普通そっちで理解してくださいと言うんですけれども、私が理解してくださいというのは意味わからないんですけれどもね。

それで、続けます。この場所は、春にも真っ赤になって、除草剤をかけたように赤くなりまして、大変ひどい状態が続いているゴルフ場です。私が心配しているのは、このゴルフ場については、これまで経営者が何回も変わっていますよね。それで、町で所有をしたり、買い戻しをしたりしていますよね、ここ二、三年の間に。ですから、まずこういう状態をないように申し入れをするのが町の務めだと思ひますよ。それが1点と。

例えば、このスポーツ施設が設置された場合、こういうゴルフ場では、将来経営困難になった場合、町に譲渡して、経営をお願ひしたいと言われる可能性が十二分にあると思ひますよね。だからその辺心配して、これを出したんです。どうですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今、議員からお話のありましたゴルフ場の状況については、町としても把握をしているところでございます。ことし4月に一部経営的なものに参画をするというようなことで、今後の計画等についても説明をさせていただいたところでございますが、5月末に入りまして、今、お話ありましたように、グリーンが芳しくなくなったというようなことで、ことしの事業についても大分できなくなってしまったというふう聞いております。状況としましては、やっぱり暑さもあつたようですが、あと排水の状況、そしてここ数年の肥料等をあんまりやっていなかったということで、土自体についても問題があつたというようなことで聞いておまして、今、種等を入れまして、復旧作業に万全に一生懸命やっているというふうにお伺いしております。ゴルフ場の芝ですので、すぐにあした治るというようなことをなか

なかいきませんが、今そういった形で事業者のほうでは一生懸命取り組んでいるというふうにお話を聞いている状況でございます。そうした状況ですので、ことしでの入り込みというものが若干かなり減っているというふうには聞いておりますが、来年に向けて芝がよくなるように、今準備をしているというふう聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） やっぱり大変ひどい状態なんです。ゴルフ場以外はそんなにひどい状態ではないんですけども、この公約のとおり、やっぱりスポーツコースを進めるのに関しては、私は大変危惧しております。前にも述べたんですけども、あれは県立、町でこうしてください、ああしてくださいというのを県でもなかなか財政的に大変なのは皆さんご存じだと思うんですけども、それで、それから心配なのが、例えばそれを設置した場合、そのスポーツコースなるものに、定員不足とかね、そういうのが必ず起きると思うんです。起きなければそれは幸いなんですけれども、この件に関しては、これからやっていくということの話なので、これからの推移を見守りますが、時期を見て、どういう今度話だけじゃなくて、町のほうから正式な提案するはずですから、その口頭だけで県が動くとはとても思いませんので、その時点で議会のほうにも説明があると思ひますのでやめますけれども、最後に町長、今の件に関して。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大事なことは中新田高校をどのようにして、存続させるかということでございますので、ぜひ忠幸議員からも具体的なご提案があれば、ぜひ町としてもそれを参考にしていきたいというふう思っております。

なお、定員割れの心配があるということでもありますけれども、定員割れの心配があるからこそ、学校を特色ある学校に変えていかなければならないということなんです。そういうときに、どういう特色をつけていくかといったときには、やはり町の資源を活用するということですが、一番これ大事なことでありますので、町が所有する施設、非常に県北では最も充実しているといつてよろしいでしょう。このスポーツ施設、これを活用するということが私は非常に重要な点だというふう思っておりますし、先ほど申し上げたように、現在中新田高校には普通科のみでございます。ですから、一番現実的なのは普通科の中に文系、理系とあるように、類型という形で、1つ系という形で、設置をするということは一番現実的設置の方法なんだろうというふう思っておりますので、そういったことも含めて、将来的には1つ

のスポーツ科というものを設置することが可能になるかどうかは、それは推移次第でしょうけれども、現実的にアクションを起こしていくということが大事だろうと思っております。このことについては、何といたっても、県が主体でございますので、正式に議論のテーブルにのるまでに、さまざまな意見交換をしながら、可能性を探りながら、しかるべき手順を踏んでいくということになろうと思っておりますので、当然、その都度議会の皆様方にもご説明させていただきたいと思っております。ご理解、ご協力のほどよろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） じゃあ2点目に入りますので、よろしく申し上げます。

2点目は、放射能の汚染廃棄物の処理についてであります。

利用自粛牧草処理計画について、9月6日に鹿原地区で説明会がありました。地区民が今回の処理計画、説明を受けたんですけども、いろいろな意見が出されました。参加者かなり多かったんですけども、全員が反対の立場に私は受けました。これらを踏まえ、今後町ではどのように進める考えなのか伺います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、再質問と勘違いしました。失礼いたしました。

報告によりますと、9月6日には、地区民58名が出席したということでございます。その中で、宮城県の処理方針、国から示された処理基準及び町が行った実証試験の結果をもとに、鹿原下台野の町有地4.5ヘクタールに鹿原地区ですき込み農地を保管できない鹿原の農家が保有している牧草90トンですき込む計画を説明いたしました。お集まりいただいた方はよそから持ってくるのというふうに誤解した方々も結構いらっしゃったというふうに聞いておりますが、あくまでも鹿原の中の農家が保管している90トンですき込むというふうな計画を説明させていただきました。

すき込みの安全性、風評被害等が懸念されるなどのご意見をいただきました。参加者の一人一人のご意見をお伺いすることはできなかつたようではありますが、出席した職員から聞きますと、全員というふうな認識はないようではありますが、確かに反対意見はあったということの報告を受けております。

本町では、400ベクレル以下の利用自粛牧草の減容化を図ることを目的に、農家保管分については、原則保管農家が所有する農地にすき込むこと。町保有分については、町有農地、または民有地の耕作放棄地にすき込むという処理計画を策定し、その計画については、旭地区を皮切りに、鹿原を含む5地区で説明会を開催したところでございます。

鹿原地区については、1月31日に、6月中旬から9月下旬にかけて下台野の町有地に利用自粛牧草のすき込みを行う計画の説明を行いました。この1月31日の時点では、8名の方がご出席をされまして、特にそのときには反対意見はございませんでした。今回の説明会は、先ほどお話ししたように、58名と大分多くの方々にご出席いただいたわけでありませけれども、十分ご理解をいただけなかったということでもありますので、町としましては、専門家にご相談させていただきながら、専門的な知見、先例事例などもきちんと説明をしながら、ご理解賜りながら早期処理に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 今、町長言ったとおり、鹿原というか、小野田地区ですかね、今回90トンすき込むという説明ありました。全体で小野田に124トンが400ベクレル以下のあるという説明を受けました。それで、この計画で、これまで鹿原地区のまず最初の候補地が葡萄沢ですよ。葡萄沢団地です。それから、裏薬菜のゴルフ場の北側、これ芋沢地区のほうに流れていく水系になりますけれども、ここに関してはいずれも反対でなっております。町長今言ったとおり、鹿原地区の説明会は平成30年11月8日、昨年ですね、このときに10名の参加、私も行きました。2回目が1月31日8名の参加、これも私行きました。そのときは、私と区長3人で4人になるんですね、一般の方々が4人行きました。いずれもこの2回は町長が出席しました。3回目が今回の6日なんですけれども、町の発表では58名の参加ということなんですけれども、後でもう1回聞きますけれども、1回目、2回目は、町長がやっぱり重要案件ですから、主体的に説明をしながら、理解を求めるために努力してきたんですけれども、今回、欠席したのは何でだろうという区民がいたんですけれども、何か別用でもありました。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 日程表を見ないと私、わかりませんが、私が出席した2回ですかね、このときには特に反対の意見はございませんでしたし、それから早坂議員のほうから出席しない方で反対をしている方がいるという話も聞きましたので、その方については、職員が個別にお話をさせていただいて、了解いただいたというふうに聞いておりましたので、私は、鹿原地区の皆さん方にご了解いただいているものというふうな認識をしていたところがございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） これは案内文書です。今回、大変多くの方が集まったのは、これまでの

2回は多分回覧だったと思うんですね。今回はこういう鹿原小学校区民、住民各位という大変立派なお知らせ文書が来まして、こういう案内があったからだと思います。やっぱり重要な案件はこのように一戸一戸やれば人も集まるんですね。それは大変ありがとうございます。その関係で、出席したのは、PTA関係、婦人部、あと保全会関係の方々、ほ場整備関係、今やっていますから、そういうことで集まったんですね。大変これは私も行ってびっくりしたんですけれども、行ったとき40人以上いまして、始まるまでに部屋満杯になって、副町長も知っていると思いますけれども、3回目の今回の出席者は58名という、農林課長、前にも言って、今町長も言ったんですけれども、私は、80人は超えているような感覚で皆さんと話をしたんですよ。すごい人数だなと思いました。そのまず58名でも多いんですけれども、何で58名、もう少しいたように思うが、その1点と。

あと、前に、学区単位で説明するという話をこの議場、特別委員会とかで話をしているんですけれども、どの程度、鹿原地区以外、学区いっぱいありますよね。中新田小学校とか、どの程度してきたのか、その2点を伺います。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

まず、1点目の人数58名というその根拠ということになりますが、農林課の職員が当日、中にいらっしゃった人数を数えまして、それで58名という数字を出させていただきました。これは一人一人数えたものです。

それと、学区についての説明ということですが、利用自肅牧草の利用計画を策定以来、これまで旭地区、10月30日を皮切りにしまして、11月4日に広原地区公民館、それと11月7日に、賀美石地区公民館、それと11月8日の鹿原地区公民館で説明会を開催しております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） もう人数を数えたと言われれば、それでいいんですけれども、もっと多かったように感じました。

それで、学区単位の説明が鹿原を含めて4地区と、多分9学区あるはずなんですけれども、ここだけじゃないと思うんですね、すき込みする候補地があるからということじゃなくて、やっぱり加美町全体でする必要があると思います。これは今後の課題として考えていただければと思います。

それで、説明会ではいろいろあったんですけれども、やっぱり一番大きかったのは風評被害

です。これまでのすき込み候補地は先ほど言ったのでわかると思うんですけども、全部鹿原地区に関係する場所です。町長は「薬菜は町の宝だ」と、議場でも言っていますけれども、何でその周辺の候補地になぜするのかという意見もありました。なぜ鹿原地区なんですか、町長。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 初めから鹿原地区というふうに限定しているわけではございません。これは担当課でまずは説明会の中で、まずは町有地でやってほしいと。そこでしっかり町が実施をして大丈夫だということであれば、民有地で、自分の農地でやってもいいんだというふうな農家の方、関係者などの声も結構ありましたものですから、それを踏まえて、しからば、町有地で実施をしましょうということで担当課のほうでさまざまな角度から検討し、そして候補地を定め、そして皆さん方にご説明をしたというふうに理解をしております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 説明会の席上と、前にもお話をしたんですけども、合併後間もなく、裏薬菜の軽種馬協会、あそこに牧草地にするために鶏ふんを運搬したんです、これわかっていると思うんですけども、そのときに大雨が来まして、川に流れました。鹿又川がチョコレートより黒い色になったんです。こういう色かな、水がね。これより濃い色。そのときに、あの近辺の池はもちろん井戸まで入ったんです。使えなくなって、井戸の復旧に川の水が澄んでから、その原因になる会社で、井戸の水をポンプでかき出して、そして澄んでから使えるようになったんです。今回のすき込み予定地もその伏流水も同じ場所です、全部。

あとそれから田代放牧場にフレコンパック7,000台を置きましたよね。次年度に鹿原地区の峰山、青野地区にフレコンパックを置く小野田の分ですね。置くということで申し入れあったそうなんですけれども、あの当時、当時の3区長が、そういうことでだめだということで、文書で反対の文書を出したはずですよ。それはご存じでしょうね。知っているということですから、なぜこれまで被害が出た場所、そしてフレコンパックを反対してきた地区なのか、もう1回お願いします。

○議長（工藤清悦君） 副町長。

○副町長（高橋 洋君） 副町長です。

先ほどお話のあった鶏ふんの流出事故、当時私、畜産係長として担当しておりまして、大変ご迷惑をおかけしたという記憶がございます。当時の鶏ふんの事故の状況につきましては、農家の草地に業者が鶏ふんを搬入して、それをその農家がすき込むということでやったよう

でございます。ただ、そのときに台風が接近しているということを知りながら、散布をしたという、そういったこともございまして、すき込む前に、散布した鶏ふんが全て流出したということでの事故でございました。そういったこともあって、そういった過去の事故も今回説明の中で懸念された要因だというふうには理解しております。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 町長は、冒頭に、反対が全員でないような報告を受けたということでしたんですけれども、私が見る限り、全員反対のような雰囲気ですよ。

それで、また、この説明の中で、さっき言った今回のあそこは上台の地区以外に、それが終わったらさっき言った反対された青野地区、そしてさらには天ヶ岡にも計画しているという説明を受けたんです。しましたよね。したんです。全員聞いていますから。そうすると、全部鹿原地区のさっき言った鹿又川、大滝川、青野川あるけれども、全部それ伏流水が全部来るんですよ。それが下流に行くんですけれども、あれを聞きますと、400ベクレル以下は全部鹿原ではないかという、そう思っている人が多いんです。それに関してどうですか。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 今回のすき込みにつきましては、鹿原の下台野ということで、この4.5ヘクタールをすき込むということで、説明をさせていただいております。それで、すき込み可能な牧草地といいますのは、どうしても、町有地が鹿原地区とか、あと天ヶ岡、それと青野といったそういう場所にあるものですから、ご理解がいただければそういった場所にもすき込みをしたいというそういう思いでお話をさせていただいたものであります。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 下台野以外、どこにするんだという話は誰も質問しなかったんです。町のほうからそういう説明を受けたんです。青野地区は町有地ではないんですよ、あそこはセキスイの土地とあとは何十人の共有地ですから、町有地はないですよ、あそこには。それはそれでいいです。

あとそれから、余りにも説明の中で、課長でいいわね、こうなればね。安全性を強調したんですよ。ある方から、そんなに安全なら田んぼに堆肥としてまいたらいいでないかと言われましたよね。あとそれから、矢越の町有地にすき込んでも同じでないかという意見まで出ました。そういう報告は多分町長に言っていないと思うんですけれども、

あとそれからこれもおかしい話なんですけれども、被害が出た場合にはと、こういう話をするんですよ。最初は安全と言いながら。被害が出た場合には町が責任を持って補償を行う

との説明も受けたんです。だから、それは当然のことですけれども。だから、安全を言いながら、被害が出た場合はという補償しますよと。そういう説明をされると、聞いている方は私も同じなんですけれども、何だかぴんとこないんですね。納得することができないんです。これ聞いて町長、どう思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、この件についてご説明しますが、一昨年、皆さんご承知のとおり、この下台野実証事業として牧草10アールだったと思いますけれども、こちらのほうで実証事業をいたしました。これは町内3カ所で実証事業をさせていただきました。そのときに鹿原の皆さん方にも説明会でご説明をし、そして、鹿原の皆さん方からもしっかりと安全に配慮するのであれば、実証事業をしてもよろしいというふうなご意見でしたので、実証事業をさせていただきました。当然、そのときに、この実証事業を経て、すき込みを行っていくというご説明も各地区で行わせていただいたものでございます。ですから、私どもとしては、そういった10アールの実証事業でも鹿原の皆様方のご理解をいただいて、実証し、そして結果もきちんとお示しをし、何ら問題がないと、不検出だったわけでありますから、そういった結果もお示しをしてまいりましたので、そして第1回、第2回の説明会でも反対意見というのがありませんでしたものですから、私どもとしては、鹿原地区の皆様方にご理解いただいて、町有地4.5ヘクタールにすき込みを実施できるものと思ひ、議員の皆さん方にもそのことについてはご説明をし、予算もお認めいただいて、進めてきているところでございます。そういった中での説明会であるということをご理解いただきたいと思います。

その中で、職員がこのすき込みに関しましては、さまざまところで既に実施をしておりますので、その試験結果というものを実証事業、それから本格すき込みを含めて、データが出ておまして、400ベクレル以下のものについては、何ら問題がないというふうなことでありますので、そういったものを根拠に我々それを根拠にするしかありませんから、それを根拠に職員が説明をしたものというふうに思っております。

ですから、我々としては、このことによって何か水質汚染とか、特にこのセシウムの性質からしますと、土に吸着するというふうな性質もございまして、このことによって水質汚染が生じるというふうには考えておりませんし、万が一何かあったときは、これは町が行う事業ですから、議員がおっしゃるとおり、当然これは責任をとらなくちゃならないというふうに思っておりますけれども、十分この安全に配慮しながら、この事業を進めさせていただきたいというふうには考えているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 町長の説明で今後専門家にお願いして説明会をするような話を受けているんですけども、説明は大体専門家が来てしても同じなんですよ。やっぱり安全性というのがわかりながら一番心配するのは風評被害なんですよね。だから、その風評被害を払しょくするような専門家っているんですかね。それがなくなかなか進まないと思うんですけども、まずこれはいいです。

次に、きのう環境省が最終処分場候補地に見た件のちょっと質問の関係なんですけれども、町長がお話したのは、要するに最終処分場の候補地になったところを町長はわざわざ来たと答弁しましたよね。わざわざじゃないんです、あれは。大崎に来たついでに見にきましたという担当課のほうから話、説明を受けているんですけども、わざわざとついていると、随分違うんですよ、町長、ちょっとそいつお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、きのう私もきちんと答弁しなかった点がありますが、関連してきますから、お話をしますけれども、10月29日に、秋元副大臣が来たときですね。これ河北新報によりますと、あくまでも1キロ当たり8,000ベクレルを超える指定廃棄物の処理について今後議論を改めて再開しなければならないというふうに言っていたそうです。ですから、私も栗原の市長も、これを聞いて、そして、今自治体では400ベクレル以下の処理について、なかなか住民の理解が得られない状況の中で、この指定廃棄物の処理について副大臣が議論すべきだということは、これはけしからんというふうな遺憾の意を表したというのはそういうことなんですよね。ですから、このことからわかりますように、環境省としては、この8,000ベクレル以上の指定廃棄物の処理については、何とかしなければならないという考えを持っているということは明らかだということでございます。

私が申し上げたのは、仙台から3名が来たわけでございまして、通常、仙台から古川まで恐らく出張命令が出ているんだと思います。仙台から古川に行く途中にあるのであれば、ついでにということは考えられるでしょうけれども、全く違うコースですね、方向性が違いますね。時間もかなりこれはかかります。古川から来て帰ると片道1時間は優にかかりますから、2時間かかりますね。それがついでにということを私は普通、公務員としてこれは考えられない。議員も以前そうでしたから、わかりますように、普通は考えられませんね。出張命令が仙台から古川というふうに出ていれば、それはそこに直行するのが当然でないでしょうか。

ですから、私はついでにというのは、とても理解できないということで発言をさせていただ

いたということでございます。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 町長と担当課の見解が違うんですね。担当課はついでにと聞いたんですけれども、まあそれはいいです。

今回の町長選では、この汚染牧草の関係で焼却ということも争点になりましたよね。なりませんか。まずいいです。

きのう一條議員と木村議員から平成25年の町長の焼却炉誘致などの質問に対し、きのう町長は、当時知識もなく、いろいろ模索していた時期でしたと。また、焼却炉設置をお願いしたこともないし、環境省に出向いたこともないと答弁しています。私が行ったのは、保管の減容化のためのペレット化という発言でしたが、これでよろしいですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 出向いたこともないとは答弁しておりません。行ったことはあります。

きのうお話ししたように、さまざまな情報収集、これは必要だと思いましたが、どのようにしたら減量化が図れるのか、処理できるのか、当然これは首長としてさまざまな選択肢、これは当然模索をしなければならないということで、当然、国の考え、情報、そういったものを聞きにはお伺いいたしました。恐らく一度だと思えますけれども、お伺いはしております。

その中で、さまざまなご意見も賜っていますし、私のほうからも聞いていることも当然ございます。その中でさまざまな選択肢の中に焼却というのも当然あるでしょう。それから、何か器具を使ったというのものもあるでしょう。あるいは炭化というのもあったでしょう。ペレットというのもあったでしょう。私自身は、きのう申し上げたように、その中で、実はペレット化するのが一番これは風評被害も出ず、そしてこれすぐに解決できる問題ではないと思っておりましたので、安全に長期的に保管できるのは、ペレット化ではないかというふうに当時さまざまな選択肢の中でいろいろのご意見を交わす中で、そう感じ取りましたので、私としてはその記憶が一番強く残っておりまして、以前のご質問に対してもペレット化の話をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 町長は、読み上げますけれども、平成25年3月定例会、これ木村議員もきのう半分ぐらい読んだんですけれども、三浦英典議員の、既存の焼却炉で焼却する場合、焼却能力は可能かという質問がありました。それに対し町長は、焼却処分をするために混焼

ではあるが、何基か必要になってくると。加美町は積極的に県や国に強く訴え、さっき町長は一度って言いましたけれども、何度も環境省に出向いているとの答弁をしております。きのうも言われておりましたが、それがゆえに、こういうことを何度も言っている町長だからこそ、昨日も出たんですけれども、最終処分場の候補地になったと言われても、これ過言ではないと思うんですね。

それから、これに対して、ことしの3月の定例会、今度、私が質問をしました。町長は当時環境省に対して、焼却炉の建設と誘致をお願いしているとの質問に、当時というのは平成25年ですよ。その事実はございませんと、私に答弁しました。平成25年と全く違った答弁、きのうも同じなんですけれども、この矛盾は私には到底理解できないんです。お願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当時、県でもたしか災害ごみを焼却していたのだと思います。仮設だったのではないかと思いますけれども、その県の仮設の焼却ごみを焼却するものだけでは、恐らくこの廃棄物の処理能力としては不足しているのではないかというふうな認識があったのではないかと考えています。正直申し上げまして、指定廃棄物最終処分場の以前のことに付いては、余り私明確には覚えておりませんが、恐らくそういう認識での発言だったのではないかというふうに思っております。それは一般論としてですね、混焼で焼却をするのであれば、そういったことが必要だろうと。

実は、多くの方々に共通した認識が当時あったんだと思います。つまり、一般、いわゆる震災ごみと一緒に混焼すれば、一番早く処理ができるんじゃないかというふうな認識が県にも、あるいは自治体にも、私はあったのではないかというふうに思っております。多分そういった中での発言だったのではないかと考えていますが、環境省に何度も行ったかどうかは、このことで何度も行ったという記憶は私にはございません。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 「記憶にございません」という映画見てきました。二、三日前に。総理大臣が、今テレビでやっていますよね。それと同じですよ。平成25年3月定例会の会議録を読んでもらえば、私が言ったこと、木村議員が言ったこと、そのとおりに書かれています。覚えていないって、忘れたのであれば、それを読んでください。お願いします。本当にお願いしますよ。笑っていないで。いいです。

それから、町長は、混焼の関係には否定的な発言はしておりませんとも言っていますよね。否定的なのかとの質問に対して、こういう質問に対して、否定的ではありませんと町長言っ

たんです。3月に私が質問をしたときに、本焼却が始まったとしても、当然大崎のものが優先されるのは誰が考えても当たり前のことだと、答弁を3月にもらいました。これは平成25年じゃないから、覚えていませんでは、記憶にございませんではだめですからね。私がここで質問したいのは、なぜ大崎広域で混焼するのに、大崎市が優先になるのか。広域行政というのは、大崎市のものではなくて、構成する自治体の分ですよ。だから、その中できちんと話し合えばどこが優先だかというのは、その中で大崎市がやるとなれば、それでいいんですけれども、大崎市が優先されるということで、町長はもうそこからあきらめているんだよね。混焼できる場合の前提の話をしているんですから。それが1点。

一般ごみとの混焼は県内の全市町が合意したことです。安全確認ができれば圏域の焼却に入るのがこれは当然と私は思うんですけれども、これは県内の全市町が合意している案件ですよ。この2点、お願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 県内の市町村長たちが合意し、それから広域でもこれは合意しております。ただし、地域住民の理解を得た上でという前提がついておりますので、そういったことで私は否定をしているものではないというふうにお話をしたつもりでございます。これは当然のことでございます。こういった方法であれ、やはり地域住民の理解と協力ということが大事でありますので、そのように申し上げたわけでございます。

しからは、今、試験焼却、混焼が終わり、住民に説明会などを恐らくしているんだろうと思いますけれども、最終処分場、一般廃棄物の最終処分場はご承知のとおり、三本木大日向グリーンパークにあります。この方々が試験焼却を受け入れたのは、あくまでも三本木にある8,000ベクレル以下の廃棄物を試験焼却するというので、しぶしぶ受け入れたというふうに聞いております。この方々がそれでは、本焼却について承諾するかというのは、これは全く見えない状況でございます。この前新聞報道にもありましたように、説明会でも反対意見がかなり多かったというふうにも聞いておりますから、これは全く見通しが立っていないということでございます。仮に、三本木の方がお認めになったとしても、恐らくは大崎市のものならば仕方ないけれどもということはあるかもしれませんけれども、大崎市に次いで多いほど木を除けばですね。ほど木を入れれば一番多いんですけれども、除いても大崎市に次いで多い加美町のものまで焼却して、おらいんのところに持ってきてもいいよというふうになるだろうかということですね。私はこれまでの経緯を踏まえるならば、それはないだろうと。反対の立場、もし、加美町に一般廃棄物の最終処分場があった場合に、大崎市のものを

全部持ってきてうちに埋めていいですよというふうに住民たちが同意するだろうか。今回の400ベクレル以下のすき込みであっても、なかなかこれはご理解いただくことが難しい大変これは難しい問題でございますので、私はそう簡単に、三本木の方が了解するというふうには思えないわけでありまして、ましてや加美町のもので持っていくとなったら、なおのこと私は了解を得るのは難しいんだろうというふうに思っています。そういった考えに基づいて発言をさせていただいたということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 広域行政というのは、大崎市だけのものではないと私は思っているんです。だから、その中で、そういう話をもう積極的にしないと、町長はもうあっちにあるから加美町の方は受け取らないですよと、そういう考えだからまずいと思います。これはできない別に、やっぱりそういう話はどんどんやっていかないと、同じ金を払っているんですから、そこにある処分場でも、今度つくったやつでも、広域で相当の加美町も納めていますよね、多額の金を。ですから、その辺は積極的にお願いしたいと思います。

次に移りますけれども、今度は、田代放牧場の保管分を今度濃度別に詰めかえて置きかえるとの説明を10日の全員協議会でお話いただきました。その際に、農家保管分については濃度を把握していません。今後濃度を計測したいと考えているとの説明でしたよね。それから、現在保管しているフレコンパックの損傷も把握していませんという説明ですよね。そういう説明でした。田代放牧場と農家保管とも、まず、私は安全に保管されているかどうか、この確認が先だと思います。それが1点。

あと、何で保管料というか、保管していますよね、町でも簡単に言うと、農家でも、保管代請求できないんですかね。簡単に言えば。2つ。

○議長（工藤清悦君） 農林課長。

○農林課長（三浦勝浩君） 農林課長です。

まず、田代放牧場にあるフレコンパックの損傷の状態を確認していないかという、そういう質問ですけれども、職員が定期的に行っていて、それで、ある程度このあたりのこのフレコンが損傷しているという、ある程度の状態は確認しております。ただ、把握していないという回答を差し上げたのは、数として何個というそういう把握はしていないという、そういう回答でございました。

あと、もう1点の農家保管分につきましては、特にそういった見回り等か、そういったものはやっておりませんので、そういった数についての調査はしておりません。

ただ、このフレコンの詰めかえ計画を策定する以前に、農家に対しまして、アンケート調査をやっております。そのアンケート調査の中で、自分の家のこれだけの数が損傷をしているという、そういったデータは把握しております。ですので、現に現地に行って確認しているわけではございませんが、そういったアンケート調査をもとにしまして、ある程度の損傷状態は確認をしていると、そういう状態になっております。以上です。

保管料につきましては、これまでそういった関係部署、例えば東電とか、そういった部署とはまだ話をしておりません。ですから、その件もちょっと今後話をしてみたいと、そのように思います。以上です。

○議長（工藤清悦君） 早坂忠幸君。

○4番（早坂忠幸君） 時間もありませんので、最後にしますけれども、まずは、やっぱり農家保管分の損傷も確認してください。これはお願いです。私が見る限りには、今見ますと、クズの草があって、どこにあるかわからない保管状態もあるんです、実際。穴あいているか何だかわからないですよ、だって見えないんですから。草の中で。

あと保管料の請求はやってしかるべきだと思いますよ。長期保管になると思いますから、この長期保管なんですけれども、やっぱり町長もすき込み、混焼も簡単にはできないという認識ですよ。これが早くできればいいんですけれども、保管も長期になると話をしています。先ほど言ったように、田代放牧場のフレコンパックは職員がきのうの写真で見たとおり、補修していますよね。ですから、最後に、長期になれば、例えば、プレハブみたいなものとか、コンクリートで覆うとか、もう少し、少しずつ地区ごとに1カ所に集めたり、そういう保管をしていかないと、5年に1回ずつ交換とか、補修とかしなければならぬと思うんですよ。

最後に、これにこの件に関して今後どのように考えるのか聞いて終わります。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大変ありがとうございます。

おっしゃるとおり、長期保管になる可能性が十分ありますので、十分な保管体制をとってまいりたいと思っております。

また、東電に請求についても東電のほうにしっかりと訴えて、これ東電の考え方、最終的に主体なわけでありまして、そのことについても取り組んでまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、4番早坂忠幸君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、13時まで休憩いたします。

午後0時14分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告7番、13番伊藤信行君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔13番 伊藤信行君 登壇〕

○13番（伊藤信行君） 通告7番伊藤信行でございます。

さきの町長選におきましては、私は、旗幟鮮明にして猪股陣営と戦いましたけれども、涙が出るほど悔しい思いを今でもしています。これ結果は結果ですから、当選おめでとうございました。これから順風満帆猪股丸が無事航海をなさることを祈念いたしまして、私の質問に入ります。

私もね、猪股丸に乗って8年ですけれども、大分船酔いにもなれまして、これからの質問をちょっと、今までは町長、午前中、きのうからきょう、また私の後からも厳しい質問が出ておったり、これからも出てくると思います。でも、私の質問はちょっと癒しの質問でありますのでね、優しくやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

町長は、町長の所信表明におきまして、里山経済すなわちイカノエ戦略の今回はイとカについて私、伺ってまいりたいと思います。

町長の所信表明の中で、移住定住の促進と観光の振興について次のように表明されておりました。これまでの取り組みを継続し、また空き家の利用活用を進めると。今までのお祭りやイベントを大切にして、アウトドアスポーツの推進と参加者の増加に向けて取り組みたいと述べていますが、この中身をもう少し具体的に町長の考えを聞きたいと。

また、イカノエ戦略は、今期も継続されるわけでございますから、現在、イカノエはどの程度仕上がりしましたか。自画自賛をしていただければと思います。

私には、このイカノエなのかクラゲの絵なのかね、ちょっとまだ正体がかかめていませんので、ひとつその辺をよろしく願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 癒しの質問ということで、大変ありがとうございます。

同じ陣営で戦えればなおよかったんですけども、喜びを分かち合えたんですけども、大変申しわけございませんでした。

このイカノエでございますけれども、実は、イカは、一定方向に真っすぐ泳ぐんですよ。足のほうから泳ぎますけれども、実はクラゲというのは、行き先がないんだそうです。ふらふらしていますからね。行き先がないそうですから。実は、イカとクラゲでは同じ軟体動物でも全く違う生き物であるというふうなことです。あくまでもイカノエということで、今後とも進めてまいりたいと思っております。方向性をきちんと定めて、できるだけ船酔いをさせることのないように努力してまいりたいと思っております。

また、このイカノエはどれだけ仕上がったのかということでございますけれども、大変私、ダビンチには失礼なんです、例のモナ・リザですね。モナ・リザ、あれはダビンチが死ぬまで手を加えたという、そういった作品でございます。後世になって大変高い評価をいただいている絵でありますけれども、やはりイカノエもこれでよしということにはございません。やはり手を加えながら、修正を加えながら、そして一定の方向に町民の幸せのため、町の発展のために取り組み続けるということが大事なんだろうというふうに思っておりますので、評価はこれは後世の方に委ねるしかないだろうというふうに思っているところでございます。

では、具体的なお質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、移住定住の取り組みの中で、空き家の利活用をこれが非常に重要だというふうに認識をしております。これまで移住定住の促進につきましては、首都圏でのセミナーの開催、地域おこし協力隊の受け入れ、そして子育て世代に向けた宅地分譲、それからスマイル補助金取得の取得補助金、そして国立音楽院の誘致などを行ってまいりまして、大変職員の頑張りがすばらしくて、おかげさまでこの4年間でこの制度を活用して移住してきただけでも155人を数えることができます。これは本当に職員の頑張りが大きいと思っておりますし、また、町民の皆さん方にもご協力を賜りました。議会の皆さん方にも感謝を申し上げたいと思っております。

こちらは、ちょっと一つ一つ簡単に申し上げますと、この移住定住の促進のこのセミナーですね。こちらは平成27年度からふるさと回帰支援センターなどで開催される移住定住セミナー、それから町が独自で開催するもの、それから今申し上げたふるさと回帰支援センターが主催するふるさと回帰フェア、こういったものなどに参加し、加美町の自然、生活環境、移住に関する支援制度などを紹介してきたところでございます。

また、新たな取り組みといたしまして、移住希望者を対象としたプライベートツアーの実施や、東京都内で行われます在京町人会、こういったところにも働きかけをしてきているとこ

ろでございます。今後とも移住定住、そして今国も盛んに言っております関係人口の増加に向けて積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

2つ目の地域おこし協力隊でございますが、平成22年度から平成30年度まで16人の隊員が活動を終了し、そのうちの8人、ですからちょうど半分の8人が就農、または企業への就職という形で加美町に定住をしていただいておりますので、この事業も一定の成果が出てきているというふうには感じております。

それから、定住事業としまして、広原のスマイルタウン、そして下原のレインボービレッジの宅地分譲でございますが、それと加美町のファミリー住ま居る住宅取得補助金事業を実施したところ、4年間で町外から99人の方が移住をしてきてくださっております。また、この制度は、町外への流出抑制にも寄与しているというふうに考えているところでございます。

また、国立音楽院につきましては、開校3年目を迎えます、生徒、講師合わせまして33名が移住、つまり住民票も移していますね。住んでくださっているということでございます。地元出身者、それからUターンの方もいらっしゃいますので、そういった方も含めると41名が加美町に住所を有しているということでございますので、この事業も移住定住に大きく寄与しているというふうに理解をしているところでございます。

なお、所信表明でも申し上げましたように、この事業が文部科学省の廃校活用優良事例30の中に選ばれておるところでございますし、今月の20日に東京で開催されます文科省主催のこのマッチングイベントがあるわけです。といいますのは、多くの自治体がこの廃校の活用で大変困っておられる。一方では、廃校を活用してもいいよというふうな期待、希望を持っている企業さんもございますので、文科省がそのマッチングを行うことになっております。その中で、文科省のほうから依頼がありまして、ぜひ加美町の事例を成功事例として発表してほしいということで、担当者が9月20日、東京で発表することになっておりますので、文科省からも大変高い評価をいただいているということでございます。

それに加えて、やはりこの空き家の利活用というものが非常に重要になってまいりと思っております。移住者のうち、中古住宅等を検討されている方には、空き家バンクの物件情報を提供しているところでございますけれども、空き家バンクへの登録件数が少ないので、なかなか欲しい方の条件に見合った空き家がもう見つからないという状況でございます。ですから、この空き家がふえている中、空き家バンクの登録を促進していきたいというふうに思っておりますけれども、その中で、どうしても家財道具があって貸せないとか、いろいろな理由がありますので、そういったことも解決をしながら、空き家バンクに登録をしていただい

て、移住を希望する方々にご活用いただけるように取り組んでいきたいというふうに思っています。

いずれにいたしましても、この移住定住の取り組みと申しますのは、地道に粘り強く継続して行っていくということが大事だと思っておりますので、職員一丸となって、このことにも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

続きまして、イカノエのカの部分、観光振興についてでございます。所信表明におきまして申し上げた通り、今までのお祭りやイベント、こういったことも大切にしながら、アウトドアスポーツの推進を行い、参加者の増加にも取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。ご承知のとおり、この初午祭ですね、これは中新田虎舞保存会が中心となって、火伏の虎舞に合わせて開催をしているわけでありましてけれども、毎年お天気がよければ4万人ぐらいが出るという大変なお祭りでございます。ただ、この祭りについては、雑踏警備などの課題も出てきておりますから、やはり伝統的なお祭り、イベントについても、さまざまな課題もこれから解決をしていきながら、維持していかなければならないというふうに認識をしているところでございます。

また、アウトドアに関するイベントは、これまでもさまざまなイベント、ドラゴンカヌーであったり、マラソンであったり、さまざまなことをしてきておりますけれども、こういったものは全て実行委員会が中心になって目的に応じて開催をしているところでございますけれども、やはり開催を重ねるごとに、周囲の環境とか条件とかというのはやっぱり変化してきているわけですね。さっきの警備もそうですけれども、昔はそんなに厳しくなかったのが、今大変厳しい規制と申しますか、町に対する実行委員会に対する要求というものがありますので、そういった状況が、さまざま環境が変化している中での課題というものも生じてきているということでもありますから、やはりこういったこれまでのお祭りや、イベントに関しても、しっかりとこの課題を解決しながら、その時代に合わせた形での実施というものをしていかなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こういった既存のお祭り、イベントも加美町の交流人口の増加、それから町民の交流の場という形でも寄与しておりますから、今後とも皆さん方の思いというものを尊重しながら、各実行委員会、そして関係者と話し合いを常に密にしながら、課題を解決しながら取り組んでいきたいと、そんなふうに思っているところでございます。

加えて、新しいアウトドアスポーツにも現在取り組んでいるところでございます。地方創生推進交付金などを活用して、これまで行ってきまして、人材の育成、それから町内外へのP

R効果なども出てきております。こういったことをもとに、次年度以降もいろいろ地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税などを財源に、現在開催しておりますアウトドア関連イベントを開催する方針で、現在関係機関とも話し合っていますし、今後も関係機関と連絡を密にしながら進めてまいりたいというふうに思っています。

また、こういったアウトドアスポーツを決して外部の方だけを対象にしているものではないです。ぜひ町民の方にこそご参加いただきたい。特に、この家族でご参加いただくことによって、家族のきずなが大変強まるんだろうというふうに思っていますので、ぜひ周知を図っていきたいと思っております。

ちなみに、先週の日曜日、リバーサイドフェスティバル、こちらはB&G主催の事業でございました。ここでは、カヌーの体験、それからストライダー体験、それからボッチャ、それから消防自動車のはしご車に乗る体験、こういったさまざまな体験ができるイベントとして開催しましたところ、カヌーは午前中も百五、六十名ぐらいでしょうか、ずっともう登録するのに行列ができました。午後からももう人気が高かったんですけども、こういった潜在的に、カヌーをはじめ、アウトドアに対する関心、興味のある町民がたくさんいるんだなというふうにも思いましたので、ぜひ今後ともこのアウトドアについても推進をし、町民の皆さん方にもぜひそういったさまざまなイベントに参加をしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

以上、ご質問に対してお答えさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 首都圏でのセミナーの開催とか、あるいは地域おこし協力隊の積極的な受け入れということに対しては、一応努力はなされているようでございますけれども、4年で155人の移住者を受け入れたということですが、平成30年度のあと生産年齢人口の目標を167人上回ったとなってますけれども、この生産人口の目標値はどの辺まで置いているものか、その辺と。

それから、この155人の定住者に要した費用、大体3億4,000万円ぐらいと聞いているんですけども、それではちょっと成果は上がっていないのではないかなと思います。

また、住宅の分譲に関しては、住宅の取得補助金とか、大分新設されていますけれども、これには居住されている方々がどうも町内にいる人たちだけが取得なされているようで、私から言わせれば、核家族拡散政策みたいなものを感じるんですけども、その辺もちょっといかがなものか伺います。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長です。

最初のご質問の生産年齢人口の目標値についてのご質問ですが、こちらにつきましては、国立社会保障人口問題研究所の推計をもとに、町が目標値を定めているというところがございます。こちらにつきましては、町の総合計画の目標値に従いまして、設定しているものがございます。

すみません。住宅取得補助金につきましては、今現在、利用されている方の内訳ですが、ちょっとお待ちください。これまでこの補助金を利用されている方が47件ございます。それで、そのうち、町外の方が利用されている分につきましては、37世帯ということでございまして、残りの方が町内の利用者ということになってございまして、一定の流出の歯どめにはなっているかというふうには考えてございます。

すみません。それで、目標、平成30年度の目標でございしますが、平成30年度で1万2,483名に対しまして、平成30年度末の住基人口が1万2,650人ということでございまして、目標の167名を上回っているという状況でございます。

○議長（工藤清悦君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） どうもご免なさいね、細かく通告すればよかったんですけども、町長の答弁がどういう答弁出てくるかわからなかったもので、細かい通告はしなかったもので、すみません。

それでは、町長にちょっと伺います。

この定住ということでね、町長にちょっと、町長のこの自宅は自分の持ち家でございますか、いろいろ話を聞くと、何か持ち家でないようなことは間違いないですか、これ。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ここでお答えするのはどうかわかりませんが、残念ながら親が土地も家も残せなかったものですから、今でも借家住まいしております。

○議長（工藤清悦君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 移住定住を促進している町長が、みずから自分の家をないということは、ちょっと私はあんまりにも何か町長むなしく感じるんですね。他に何か利するところがあってわざとこうやっているものか、あと自分の持ち家でなければ税の負担もないわけですよね。そういうわけで、何かこう税の負担についても町長は所信表明で述べておられるのに、これではちょっと何か説得力がないんじゃないかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ちゃんと家賃を払っていますから、所有者が税金を払っておりますので、税金分も含んで家賃は払っておりますのでね。当然これは含まれているわけですから。これ家を建てるということは大変なことですよ。土地があれば建て様もあるんでしょうけれども、結構中新田地区は土地が高いですからね。ですから、土地を取得までとなると、なかなか私も退職金をもらっても、選挙でやっぱりお金がかかりますから、なかなか家を建てるまでにはお金は回せないという実情も、現実もありますから。本当は自分の家に住みたいんですけども、借家に住まわせていただいております。先ほども申し上げているうちの親も死ぬまで借家住まいでございました。ですから、死んで大家さんにお返しをしたということで、土地も家もないということでございます。残念ながら。以上です。

○議長（工藤清悦君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） それでは、他に何も利するところがあって持ち家を持っていないというわけではないんですね。

次に、移住定住に関する件ですけれどもね、今、子どもたちが古川方面に通学なさっているわけですけれども、それが現在、古川方面へ通学する学生さんたちは何度か乗り継いで学校へ行くとか、あるいは祖父母が送迎してくれるとかという状況なんですけど、今ね。そういう乗り継ぎに無駄な時間、ロス時間を費やすとか、あるいは老人の交通事故が非常に多いものですから、そういうものを考えたときに、通学専用のバスを通すというようなことは考えられないでしょうか。そういう今子どもたちに若いうちから何となく不便さを感じると、どうしても移住定住といったときに、おらこんな村嫌だというようなことになってしまうものですから、その辺もちょっと考えてみていただけないですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 実は、先ほど155人と言いましたけれども、近隣自治体からも町に移住していらっしゃる方、結構いらっしゃいます。ことしの春、中新田小学校、72名入学されましたが、そのうちの5名は移住者のお子さんでございます。さらに、9月から新学期から2名がまた移住してきておるんですね。それで、私、驚いたことに6年生が2クラスで、1クラス40人なんですよ。そうすると40人、40人で、2人ふえますから、41人学級になるんだそうです。本当は40人超えますと2クラスに分けられますけれども、年度途中で分けるのもかわいそうだということで、もうぎゅうぎゅう詰めなんですよ。何を言いたいかといいますと、実は移住してきている方々がそのようにいらっしゃるということ、近隣の自治体、ある

いは関東からも来ているということなんです。

実は、市の名前を挙げるのは恐縮ですから差し控えますが、ある市の若い方々から聞いたお話では、非常に加美町は子育て世代に人気が高いと、私の周りでも加美町に移住したいと思っている方は結構いるんですと、ただ、実はネックは交通手段だと、いわゆる中学校まではいいと、高校になったときにやっぱり古川に通うと思ったときの交通手段が充実していないと、そこを解消すれば、もっともっと加美町に移住する方がふえると思いますよということをおっしゃっていただいて、まさに伊藤議員がおっしゃるとおりのことなんです。

ただ、これどうしてもその宮城交通との協議がこれは必要でございまして、競合路線でございまして、なかなか大崎市まで、古川まで住民バスを走らせることが、運行させることができないのですね。よく美里のことを言われるんですけども、美里は運行していないものですから、美里から市民病院までの住民バスを運行させているんですけども、毎年協議は行っておりますけれども、なかなかそれがかなわないという状況でございまして。気持ちは十分わかりますし、できれば私もそのようにしたいなど。そうしますと、皆さん方の利便性が図られ、移住者はもっとふえるのだらうなというふうな同じ認識を持っております。現状はそういうこととございまして。

○議長（工藤清悦君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） その通学バスなんですけれども、町民バスとしてじゃなくて、全く通学という、通学一本ということですね、例えば古川の高校三つ、四つあるわけなんですけれども、宮崎、小野田、中新田の人たちはあれなんですけれどもね、宮崎、小野田の人たちは1つのバスに乗せて直通で送って、通学バスですか。今、加美農のほうにはそういうバスが町で走らせているんじゃないですか。そういうような格好でできないものなんですか。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

ただいま町長のほうからもお話がありましたとおり、住民バス、定時定路線バスとデマンドありますけれども、定時定路線バスにつきましては、中新田まで来てございまして、それでミヤコーバスに乗り換えをして、西古川、そして古川方面と、そういった形で利用いただいているところとございまして。ただ、以前にも議員さん方からせめて西古川まで乗り入れはできないのかといった要望もございました。この住民バスを走らせる上で、加美町でも公共交通会議といったものを組織しておりまして、その会員の中にミヤコーバス、あるいは陸運局の職員の方も入ってございまして。その了解をいただかないとなかなかその西古川までは走るこ

とはできないと。これまでもミヤコーバスのほうには再三にわたりまして協議を続けておりましたが、やはり競合路線ということもございますし、また、加えて、陸運局でも宮城交通のバスが走っていれば、なかなか許可は出せないといった意見もございまして、どうにかならないのかと、今苦慮しているところでございます。その辺はご理解をいただければなと思います。

ただ、今、議員から、通学専用のバスということでご提案がありましたが、この件につきましては、私どもまだ検討をしてございませんので、ちょっと時間をいただいて、検討をさせていただければなというふうに思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） ぜひ実現するようにお願いしたいと思います。

それで、空き家バンクですけれども、現在空き家バンクに登録されている物件は平成30年度で190件ほどあるようでございますけれども、この利活用はどれほどなされているのか。

また、利用されていない物件についてはどのように、町で管理しているものか、あるいは個人で管理しているものか、その辺をちょっとお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

今、空き家についてのご質問ありましたので、私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、空き家に関してでございますが、平成27年度の調査で、町内で417件を確認しております。今、空き家バンクというご質問をいただきましたが、平成24年10月から空き家バンクを加美町では開設してございまして、これまで58件の登録がございました。そのうち、移住者、あるいは町内の方等々でございまして、成約に至った物件につきましては33件でございます。内訳を申し上げますと売買が16件、賃貸が17件となっております。

先ほど町長からもお話がありましたが、なかなかこの空き家バンクに登録が進まないというお話、説明をさせていただいたところでございますが、その要因としましては、やはり家財道具がそのまま残っていると。例えば極端な話をすれば、仏壇も残っているというような状況の中で、なかなかお貸しすることができないといったような理由も挙げられますし、また処分するのに金がかかると。金がないのでとてもとても貸せないというようなご意見、あるいは今東京、あるいは首都圏で仕事をしていますけれども、退職した後にそのうち地元に戻ってくるということで空き家バンクには登録しないといった方もいるようでございます。いずれその空き家になっている物件に関しましては、町は関与することができませんので、そ

の所有者の方にきちんと管理していただくように通知等々でお知らせをしているところがございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 今、登録してあるのが58件と言いましたね。今回の成果表を見れば、190件ほどになっておるんじゃないんですか。

いいですよ、課長、後でもいいですから。

次に、観光の件についてお尋ねいたしますが、カのあれについて。

町長、負けた腹いせで言うわけじゃないんですけどもね、この宮崎、小野田地区のイベントはことごとく闇討ちのごとく切り捨てて、既存のお祭りやイベントを大切にすると、所信表明に書かれているんですけども、よくもまあ町長、こういうことを言ったものだなと思っております。アウトドアスポーツに力を注ぐことだということで1,700万円も支出なさっているわけですけども、その成果はちょっと私、町長が先ほどの答弁でも述べていましたけれども、何かまだ私、疑わしいものが残っているんです。アウトドアにおいて、どうしてもアウトドアというのは、金は置いていかないんですよ。置いていくのはごみとふん尿だけでありましてね。だからその辺ももうちょっと一考を要するものではないかなと思います。その辺どのようにお考えなのか、もう少しアウトドアで金が落ちるようなアウトドアを考えてみてはどうかと思いますけれども。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、既存のイベントをことごとく廃止したということでありましてけれども、これはちょっと誤解があるんだろうと思います。まず、ゆ〜らんの5月に開催されたゆ〜らんの陶芸の里春まつり、こちらは振興公社が引き継いで実施をしております。それから菓業に関しては、やくらい春まつり、これは当初のやはり目的は達したと思っておりますし、そうじゃなくても、5月の連休は、菓業はもうすごい人ですね。大渋滞を引き起こしますから、あえてこのイベントを開催せずとも、そのシーズンには菓業に大勢の方がいらっしゃるということですから、これは役目が果たされたのだろうということで、皆さん方のご了解もいただいて、これは廃止をした事業でございます。それからべごっこまつりについては、これも何度もご説明をしておりますけれども、これまでもずっと実行委員会で話し合っていて決めてきていることなわけですね。ただし、なかなかこれまでのように駐車場、トイレが使える状況にはない。そして、加美町産の牛肉の入手がなかなか困難だといったことなど、ほかにも理由があるようでございますけれども、そういったことを実行委員会で議論をした

結果、今年度は中止と。それから、実行委員会のメンバーがマラソン大会とべごっこまつりとダブっていますから、一緒に協議をしたようでございますけれども、マラソンについては休止をして、1年置いてまた復活させようというふうな結論が2月22日に出たということでございますので、なかなか代替案を考えて、当初予算にのせるというふうな、そういった時間的な余裕もなかったということをご理解いただければというふうに思っております。

ですから、私がそれを中止させたわけではないということ、これは以前にもお話をしましたけれども、ご理解いただきたいと思っておりますし、このべごっこまつりの代替案としまして、9月20日からやくらいふれあいカーニバルというものが実施されます。20日はオープニング、そして29日はごちそうフェスティバルという形で大々的に開催することになっておりますので、ぜひ伊藤議員も奥様同伴で参加していただいて、たくさん加美町の牛肉のみならず、さまざまな食材を御紹介し、味わっていただくイベントですので、味わっていただければというふうに思っておりますので、これまでも先ほど申し上げたように、ずっと長年やっていると、状況は変化しますから、同じことをずっとこれからも継続していけないものも出てくるわけですね。そういったものをやはり時代のニーズ、状況などに合わせながら、形を変える。あるいは実施主体を変えるといったことも含めて、イベントの開催は行っていきたいと思っております。

それからアウトドアでございますけれども、ご承知のとおり、薬菜への入込客というのは年々減ってきていたわけですね。しからばどうやってこの薬菜、特に薬菜の入込客数を回復させていけるかということを考えて場合に、やはりその資源を活用するということが最も大事なことです。薬菜のこのすばらしい景観等も含めた薬菜の資源、そうしますと、やはりあの場所はアウトドアスポーツにはもってこいの場所なわけでございます。来ていただければ、そこでやはり食事もし、温泉にも入り、あるいは土産センターでお買い物もし、帰っていただくというふうな流れが出てくるわけですので、中にはやはり宿泊する方も出てきますので、そういったことでアウトドアスポーツというものを推進しているわけでございます。必ずしもアウトドアにこだわっているわけではございませんけれども、やはり基本的には資源を最大限に活用するという事だろうと思っておりますので、アウトドア、そしてもっと広く言えば、スポーツ・ツーリズムですね。スポーツというものを中心とした入込客数の増加を目指してまいりたいというふうに思っているところでございますので、ご理解いただきたいと思っておりますし、少しずつ成果は間違いなく出てきているというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

先ほど空き家バンクの関係で190件というご質問をいただきました。その内容についてご説明を申し上げますが、これはあくまでも3月末の件数、先ほど申し上げましたのは8月末の数字でございますので、若干のずれがございますので、ご理解をいただきたいと思いますが、まず、登録物件数、これが54件、そしてその下に利用登録者数と、これが106件、これはどういったものかと申し上げますと、空き家を利用したいと、町に登録しないとなかなか住宅をお見せしたり何だりできないものですから、あらかじめ登録する制度をとってございますので、その登録者数が106件、これは町内外問わず、県外からも登録されている方もおります。この数が106件、それから、先ほど申し上げました交渉成立、成約ですね、これが30件、これを全部足しますと確かに190件になりますけれども、これは足すべきものではないので、ご理解をいただければなというふうに思います。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 足せばいいものだとばかり思っていました。

それと町長、隣の尾花沢市とのイベントの合体ではないんでしょうけれども、競合して、尾花沢市と加美町でやるというようなイベント、尾花沢市では大分やっているんですけども、それにのっかるような格好で、加美町も一緒にやれるようなあれはないんですか、構想は。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

尾花沢市との交流ということなんですが、既に国道347の関係で自転車のツール・ド・347をやっております。そして、これについては、昨年も大石田町も含めてということで、最後の最後まで協議をしてきたんですが、警察等の許認可の問題で実現できなかったということがあるんですが、自転車だけでなく、もっと広い、特にとりあえずは観光、あるいは物産ということになるかと思うんですが、うちのほうだけでなく、尾花沢の市役所のほうでもぜひ県境を越えた交流をしたいということで、いろいろこちらとの協議を今やっているところでございまして、尾花沢のほうでは、来年度の予算に向けて具体的に議会のほうでの説明にも入っているような話を伺っております。自転車だけでなく、例えばこれはまだ具体的にやるやらないは未定なんですが、観光協会ですらやったラーメンロード、ああいったものを例えば県境を越えて何かできないかとか、あるいは尾花沢では銀山を抱えていますので、銀山のお客様を何とか葉葉のほうにも来ていただくような仕組みができないかとか、そういったこ

とで尾花沢市だけでなく、大石田も場合によっては入っていただいているということで、いろいろ断片的ではあるんですが、今担当者レベルでいろいろ話し合いをしているところでございます。

○議長（工藤清悦君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） それで、やっぱり尾花沢では、いろいろとこっちのほうにもメールなりなんか送ってくるわけですよ。私も今度10月1日に仙台のメトロポリタンで宮城尾花沢会というのをやっているんですよ。町長もご存じだと思うんですけどもね。市長さんはじめ、みんな市の課長さんから議員さんたちまで来てね、交流会をやっているんです。結構食べ物もあるし、いろいろな花笠踊りとか何かやったりして、ああ、こういうのも我が加美町でもやっていただければなとも考えていたんですけども、そういうふうな考えございますか。町長。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 尾花沢市出身者が大分仙台にもいらっしゃるということで、そういった催し物を行っていらっしゃるんだと思っております。本町として仙台で開催するというふうな考え方は今現在持っておりませんが、ただ、この先ほど申し上げたように、在京町人会、宮崎会だったり、薬業会だったりありますけれども、そういったところには町の職員など、私も時間のスケジュールが合えば、そういったところにもお伺いして、町の状況等についてお話をさせていただいたり、それから先ほど申し上げたふるさと回帰フェアとか、それから町市・村市とか、そういったイベントのときには、そういった方々にもご案内を出して、来ていただくようにしております。皆さん方もそこに来て、加美町の物産をお買い求めなされたり、そういったことをしておりますので、そういったつながりは今後ともしていきたい、深めていきたいというふうに思っております。

○議長（工藤清悦君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） それでは、今や薬業ではすばらしいヨーロッパ調の花畑、やくらいガーデンを毎日のようにテレビで宣伝なさっているわけですよ。我が町ではただあの商業にただ乗りしているようなものですが、あれほどまで宣伝していただいているんですから、我が町でも少しは援助の手を差し伸べてもよろしいんじゃないかと思っておりますけれども、その辺はなさっていないんですか。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

昨年もやっておりますが、ガーデンでのイベントについては、観光協会が主催になって全面的にバックアップをしたり、あるいは町のいわゆる町費でPRをしたりということで、さまざまな部分でガーデンのサポートは町として、しておるといってよろしいかと思えます。

○議長（工藤清悦君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） 本当にそれは間違いないね。やっているんですね。これをよそに行き、行って、全然そんなことをしていないなんて言われたのでは、こっちもあれですからね。わかりました。

私、先日、小野田の支所長とまたあと森林整備対策室の方と白沼のほうへ行ってきました。ということは、白沼林道の災害復旧の状況を見せていただいたんですけれどもね、そのときに、白沼、長沼を歩いていったわけですが、あの辺は私は本当に昔、会社時代に少し話はオーバーになるけれども、男のロマンをかけてねやったところがあるのでね、すごく懐かしく感じてきました。あの当時は、まだ沼も白沼が、全部道路から見えて、すばらしい景色で、この間行ってみてびっくりしました。すっかり変わっちゃってね、唖然としました。あれはやっぱりもう少し手をかけていただければなと思えました。我が町に数ある観光地の中でもあそこはすばらしい観光地でないかなと、もう少し手をかけて、自然のあるがままでというのでもいいかもしれないですけれども、やっぱりそれでも少しは人間の手を加えて、その自然をつくるのもまた観光地のよさじゃないかなと思って、本当に我が町には風光明媚な場所が数あるんです、町長。その辺は町長、もう少し町長も自身の足で歩いて見てもらいたいんですけれども、そういう気はありますか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私も長沼、白沼、何度かお伺いをしております。ここのところ特に選挙も含めて大変忙しかったものですから、なかなかことしになってから足を運んではいませんけれども、おっしゃるとおり、大変風光明媚で、特に長沼はカヌーを漕ぐには絶好の場所ですね。ですから、そういったところなども、大いにPRをしていきたいと思っております。

なお、私もこの前初めて見て、うれしかったんですけれども、観光大使の竹森マサユキさんが薬菜大好きな方でして、長沼でカヌーを漕いでいる写真なども載せたチラシができておりましたので、こういった形でもいろいろな方が薬菜のすばらしさ、PRしてくださっているんだなということを改めて思って、大変うれしくなったところでもありますけれども、これからも有効に活用してまいりたいと思っております。

○議長（工藤清悦君） 伊藤信行君。

○13番（伊藤信行君） それとあそこの長沼に、私も恥ずかしながらあの森林空間施設ですか、初めて見ました。あんなに立派なものがね、あそこにあるのに、ただあそこに本当にテレビのあれじゃないですけどもね「ぼつんと一軒家」みたいにしておくということもまたちょっとこうね、もったいない話だなと思います。町長、あの辺ももう少し町長自身のあれですからね、観光なんていうのは、やる気があるかないかのお話で、町長がやる気がなければこれはやっぱりいくら町長笛吹いたって職員の人たちは踊りませんからね。やはり町長みずからやる気を見せてください。

これで私の質問は終わらせていただきます。

それで、最後に町長に言うておきますけれども、言うておくというのもなんですけども、町長、あなたの夢をかなえるのではなくて、町民皆さんのこの夢を現実的なものにしていただくようにしていただきたいんです。もう1回言いますよ、あなたの夢をかなえるのではなく、町民皆さんの夢を現実のものにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

終わります。

○議長（工藤清悦君） 伊藤議員、そのまま。ひと・しごと推進課長、どうぞ。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長です。

先ほどファミリー住ま居る補助金の実績について件数をご報告いたしました。その数字が誤っておりましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど交付実績が47件というふうなお話をしましたが、平成27年度から始まりましたこの制度なんです。今年度の8月末までに133件となっております。内訳といたしましては、町内在住者が97件、町外からの方に対しては36件ということでございます。このことによりまして、104名の方が町のほうに移住されているということでございます。訂正させていただきます。よろしくお願いします。

○13番（伊藤信行君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、13番伊藤信行君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。14時10分まで休憩いたします。

午後1時56分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告8番、6番高橋聡輔君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔6番 高橋聡輔君 登壇〕

○6番（高橋聡輔君） すみません。通告8番高橋が一般質問をさせていただきます。

大綱1問、所信表明についてということで通告させていただいてございます。

（1）といたしましては、持続可能な魅力あるまちづくりのために、行政改革に取り組まなければならないとあるが、以下の点について具体的な考えはどのようなものか伺います。

①外部委員の事業検証による行政評価。

②公共施設の統廃合について。

③PFI等を含む民間活力のさらなる導入。

（2）番といたしまして、観光振興について、アウトドアスポーツ推進に継続して取り組んでいくとありますが、地方創生関連事業などについての継続方法は今後どのように考えていくのか。

この1番、2番につきましては、財政的な部分というところで重複する部分もございしますので、その辺をまとめて質問をする可能性もございしますので、よろしく願います。

（3）番目、空き家の一層の利活用を進めていくとあるが、現状と今後の展望についてはどのようなものか。また、空き店舗の活用についてはどのように取り組んでいくのか。以上、3点についてお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、高橋聡輔議員のご質問、大きく3点についてお答えさせていただきます。

1番の持続可能な魅力あるまちづくりのために、行政改革に取り組まなければならないとあるが、以下の点について具体的なというご質問でありました。

その中の1番目、外部委員の事業検証による行政評価についてお答えをさせていただきます。

この行政評価につきましては、まちづくりを進める上で必要な施策や事務事業について、目的と達成、目標を明確にし、どの程度の効果と成果があったのかという視点から、可能な限り客観的具体的な指標を用いて検証を行うものであります。

町におきましては、平成25年度から主に事務事業評価を実施しております。引き続き行政活動の基礎的な単位であります事務事業の評価を継続してまいりますとともに、今後は、施策評価、政策評価へとステップアップしていく時期であると考えております。まちづくりの方

向性につきましては、総合計画に示しておりますが、理想とする将来像に向けて上から6つの政策、その下に38の施策、施策を実現するための具体的な事務事業という構成になっております。施策評価を実施するためには、事務事業の集合体が施策となりますので、事務事業評価の精度を上げる必要がございます。これまで評価対象となる事務事業については、担当課に一任されておりました、毎年度同じ内容で評価されるなど、どうしても評価なれとか、制度自体の形骸化という傾向が見られますので、このところは改めていきたいというふうに思っています。行政全体で実施されている事務事業を洗い出しまして、評価対象となります事務事業を明確にした上で、事務事業評価を行い、そして施策評価へとつながるような制度の見直しを検討してまいりたいと考えております。

また、この外部委員による評価についてでありますけれども、これまでは課長級で構成されます行政評価推進本部会議を経て、外部評価委員会へ付議する案件がある場合に実施しておりましたけれども、庁内での会議の前に、外部評価を実施することも一つの手法であるというふうに考えているところでございます。

この町民に対して、しっかりと説明責任を果たすという上からも、町民の代表であります外部委員へ職員みずから事業検証について説明をします。そして組織の中だけではなくて、外部の視点からご意見を頂戴し、改革に生かしていくと。こういった流れを今後つくっていきたいというふうに思っております。外部評価のこのタイミングについては、これから具体的に評価、検討をしてまいりたいというふうに思っております。

この公共施設の統廃合でございますが、昨日申し上げましたように、合併町の宿命として、どうしても公共施設が多いという、こういった問題がございます。人口1人当たりの延べ床面積は全国平均が3.62平方メートルに対して、加美町が7.49平方メートル、ですから倍あるということがございますね。宮城県の平均も3.97平方メートルですから、倍近くあるということでもありますので、やはりこのことに手をつけていかないと、持続可能な財政運営ということは、これはできないということでもありますので、平成29年3月に、加美町公共施設等総合管理計画を策定したところでございます。この中で施設の長寿命化、総量縮減と、施設配置の適正化、そして維持管理コストの削減という、この3点を挙げておりました、こういったことに取り組むことにより、40年間で30%以上のコスト削減を図るということにしているところでございます。

1点目の施設の長寿命化についてでございますが、この事後保全型ではなく、点検、診断の結果を踏まえた計画的な予防保全型の維持管理へ転換してまいりたいと考えております。

また、点検、診断等の結果に基づき、老朽化等の施設の状況を的確に把握し、耐用年数及び施設の利用状況等を勘案した総合的な判断によって施設の重要性や長期的な必要性を踏まえ、補修、補強工事による長寿命化を図り、公共施設を有効に活用してまいりたいというふうに考えております。

2つ目の総量縮減と施設配置の適正化についてでございます。

今申し上げたように、大変多くの公共施設を有していると。類似施設も重複しているという状況にあります。そのため、今後は、将来の人口動態、社会情勢及び財政状況を踏まえ、施設の適正配置を検討することが需要になってきています。公共施設等の統合や廃止については、施設の利用状況や建物の老朽化状況及び適正配置を考慮することとなりますが、この町民の安全確保のための避難所として活用されているものも当然でございます。そういったことなども踏まえながら、施設の統合、統廃合、廃止、継続使用について検討してまいりたいというふうに考えております。当然地域住民との事前調整というものを図りながら、支障を来すことのないように、進めてまいりたいというふうに考えております。

3点目の維持管理コストの削減についてでございます。

予防、保全型の維持管理によるライフサイクルの削減に努めてまいりたいと考えております。ライフサイクルコスト、生涯費用ですね。建物にかかり続ける費用、この削減に努めてまいりたいと考えております。また、民間事業者等の資金や経営能力及び技術的能力を活用したPFI事業や指定管理者制度についても積極的に導入してまいりたいと考えております。

こういった3点を中心に公共施設の管理計画、さらなる推進に向けまして、個別計画の、個別施設ごとの個別計画、こちらのほうを令和2年度までに作成する必要がありますので、できるだけ早くこの作成を行ってまいりたいと思っております。

加美町公共施設等個別施設計画検討部会におきまして、必要な事項について調査、検討を行い、加美町公共施設等総合管理計画策定委員会において審議、そして調整を行うことになっております。現在、この個別計画、個別施設計画につきましては、具体的な施設の適正管理に係る取り組みについて8つの検討部会を設置し、施設ごとの調書を作成しているところでございます。この調書をもとに、協議を重ねながら個別施設計画を令和2年度まで、できれば早目に策定をして進めてまいりたいと思っております。

次に、PFI等を含む民間活力のさらなる導入についてということでございますが、これまで主に指定管理者制度に取り組んできております。公共施設につきましては、集会所を含め164施設のうち71施設が既に指定管理制度へ移行しております。

業務委託につきましては、庁舎の清掃、夜間警備、学校給食、水道メーター検針など、各事業担当課において導入を進めているところでございます。

施設管理運営につきましては、行政評価においても評価を実施しているところでありますけれども、昨年度評価実績から申し上げますと31事業のうち、3事業において指定管理への移行が適切である、適当であるといった評価がなされております。各施設運営、担当課におきましてこれからも民間の活力も導入しながら、適正な管理運営を行っていきたいというふうに思っております。

また、PFIと申しますのは、民間事業者が公共施設等を設計、建設し、施設完成直後に公共側に施設の所有権を移転すると。民間の利用者が維持管理運営を行っていくと、こういった方式でありますけれども、こういったPFIにつきましても、中新田地区商店街活性化拠点整備への活用を今検討するように指示をしておりますので検討し、進めてまいりたいというふうに考えております。

大きな2番目の観光の振興、アウトドアスポーツの推進に継続的に取り組んでいくとあるが、地方創生関連事業についての継続方法はどうかというふうなご質問でありました。

国では、令和2年度から5カ年間、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略において、第1期5年間に交付された地方創生関連交付金や、企業版ふるさと納税を継続して、地方への新しい人の流れや時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携することを目標に掲げて第2期に入ることになっております。その手法の一つとしまして、スポーツ健康まちづくりの推進を掲げております。今年度のラグビーワールドカップや、来年度の東京オリンピック・パラリンピックを契機として、スポーツ・ツーリズム、スポーツを通じた交流促進、地域のスポーツ資源の最大活用、スポーツ健康のまちづくりの取り組みというふうにしております。まさにこの国が今示していることは、既に加美町が取り組んでいるところでございますので、この2期目の総合戦略におきましても、国の総合戦略におきましても、活用しながら、関連交付金を活用しながら、本町でもアウトドア形成事業を中心したスポーツ・ツーリズムをぜひ継続させていきたいというふうに思っているところでございます。

継続するに当たりましては、地方創生推進交付金を再度申請するということも検討しておりますし、企業版ふるさと納税、今まで今年度になってから、3件ございますけれども、こういった企業版ふるさと納税なども、財源としながら、アウトドアを通じた交流人口、関係人

口の増加に取り組んでまいりたいというふうに思っておるところでございます。

大きな3点目の空き家の一層の利活用を進めていくと、それから商店街の空き店舗の活用についてのご質問でありました。

加美町における空き家の状況についてでありますけれども、直近では平成27年度に調査を行いまして、417件を確認しております。その後、約3年半が経過しておりますので、老朽化した家屋で数件除去、解体されたものもあるという報告も受けておりますが、一方で、空き家になっているものもふえております。総体的には増加をしているということが言えると思います。こういった中で、空き家の利活用についてでありますけれども、さきのご質問にもお答えしたように、平成24年10月から空き家バンクを開設しております、これまで延べ58件の登録があり、このうち、移住者等の成約に至った物件が33件となっております。売買賃貸合わせての件数でございます。

9月現在でホームページに情報として掲載している空き家の物件数は21件でございます。一方、空き家バンクの物件を利活用したいということで町に登録している方は、89人おりますので、このことを見ますと登録数が非常に少ないということが言えると思っております。なかなか空き家を求めようとしている方々のニーズにお答えできていない状況にあると言えると思います。

空き家バンクへの登録については、周知はしておりますけれども、なかなか登録件数が増加しない状況にあります。その要因として、先ほど熊谷課長も答弁をされましたように、その家財道具などが家に残っていて、なかなか人に貸せるような状況じゃないということもあるようでございます。そんな中、県北の自治体におきましては、空き家に残された家財道具の整理、処分や除草等に地域おこし協力隊のメンバーが片づけ隊というものを組織して、所有者の方、地域の方々と一緒にボランティアで汗を流され、処分経費の軽減に貢献されているということも聞いておりますので、これは大変所有者からも喜ばれているようでございますので、こういったことなども参考にしながら、支援体制、支援策というものを検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

また、空き家の売却、賃貸等については、当然、不動産会社が仲介することになりますので、不動産会社等との連携も密にしながら、空き家が有効活用され、利用者の方々に供することができるようにしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、空き店舗についてであります、これも前回にお話ししましたように、商工会が平成29年度に実施した意向調査では、既に空き店舗になっている所有者の方々の中で空き店舗を

第三者に貸してもいいと回答した方がいらっしゃらなかったという報告も受けておりますので、なかなかこの空き店舗の利活用と申しますのは、容易ではないというふうに思っております。

なぜかといいますと、本町の空き店舗は自宅と一緒の併用住宅となっているんですね、ほとんどのものが。そして、その空き店舗になった場所が物置などとして活用されているということで、実際そこに生活をしておりますので、なかなか容易ではないだろうというふうには思っているところでございますけれども、このことについては、商工会とも連携をとりながら、空き店舗を有効に活用できるような方策を考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。まずは、そういった方々、関係者との意見交換ということから知恵を出し合っていければというふうに思っているところであります。

以上、大きく3点、お答えをさせていただきました。よろしく申し上げます。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 答弁のほど今いただいたわけなんです、私の質問、先ほどの伊藤信行議員、この後の米木正二議員とも重複する部分がさまざまあるとは思いますが、極力角度を変えて質問をさせていただきたいなというふうに思いますが、まずもって、この所信表明について、町長はきのうの一般議員の一般質問にもありましたが、あえてこれまで以上に行政改革に真正面から取り組まなければならないというふうに記載をしたというようなお話も町長の一般質問の答弁にもありましたが、そこの部分の真意のほどといいますか、どういった思いでというところをもう一度ちょっとご説明いただければというふうに思いますが。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 所信表明に書いたとおりで、所信表明で申し上げたとおりでございます。やはり合併して17年目を迎え、町の歳入の約4割を占めます国からの地方交付税、こちらが5年前と比較しますと10億円以上減っております。ですから、歳入がなかなかこれまでのようには十分確保ができないという状況、一方で、多くの公共施設等を有しておりますので、歳出については、これはふえることはあっても減ることがないと。どんどん老朽化していきます。さらに、扶助費ですね。こういったものも高齢化に伴ってこれはふえていくという、そういった状況にありますので、やはりこれまでも進めてきてはいるわけではありますが、これまで以上に行政改革に取り組まなければならないという認識でお話をさせていただいたということでございます。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 私も町長の所信表明を読ませていただいてから、決算書等々も確認させていただきました。決算においては、本議会で決算認定のほどもあるわけなんですけれども、今回の決算書において、経常収支比率が93.3%と、去年より1.9%上昇しているということが決算書、監査委員報告書のほうに載ってございました。あと、自治体の財政カードをちょっときのう見てみたんですけれども、平成29年度、宮城県、これは平成29年度までしか載っていなかったもので、平成29年度の財政状況指標の性質別歳出決算分析表によると、もちろんこの住民1人当たりのコスト、これが最も高いのは人件費、次いで物件費という形になっています。人件費、言わずもがななんですけど、職員給与や議員、各種委員会報酬、特別職の給与、共済費を総称したものであり、物件費は人件費、維持補修費、扶助費、備品購入費、委託料、使用料及び賃借料などを指すということでございます。この部分ですね、この数値がやはり全国平均よりも非常に高くなっていると。県平均よりも上回っているというふうになっています。これの要因になっている部分、もちろんこの経常収支比率が前年度に比べても1.9%増加していると。この部分の要因となっているものというのは、具体的には何が原因なんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長、お答えをさせていただきます。

今の具体的に経常収支比率ということでお話があったわけでございますけれども、これは経常収支比率とは何かと申しますと、毎年度安定した収入が見込まれる町税や地方交付税、いわゆる標準財政規模と言われる部分でございますけれども、これが義務的経費、先ほどお話がありました人件費、あるいは公債費、扶助費、あるいは施設の維持管理費、改修費等々も含めまして、それにどれだけかかっているかといったものを見る指標でございます。今回、確かに人件費につきましても、職員の人件費ですので、これは定員管理適正化計画等々に基づきまして、抑制、逆に減少している傾向にございますけれども、一方で物件費というところに先ほどもありました非常勤の報酬等がここに含まれてきます。これが若干毎年経過上昇にあるということでございます。

それから、維持補修費につきましては、公共施設、大分老朽化してございまして、町で所有する観光施設なども含めまして、毎年大きな維持補修費がかかっているという状況でございます。

そこで、先ほど1.9ポイント上がったということでございますけれども、この大きな要因は、分子につきましては、そういった経費でございますが、その分母は先ほど申し上げました町

税、あるいは地方交付税の合計額が分母となるわけですが、地方交付税の額が下がっていると。ご案内のとおり、合併特例加算も終わったということで、毎年その分母が小さくなってきております。その結果、算出されるその計数が徐々に上がってきているということでございます。分子となる経費につきましては、さほど上昇はないというか、微増という感覚でございますけれども、その分母が大きく下がっているということで、その収支比率が大きく1.9ポイント上がったということでご理解をいただければと思います。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今の課長の説明において、分母の総数が減ったと。これは少子高齢化によるものないしは地方交付税の部分が少なくなったということで、理解はしております。しかしながら、ここ数年で平成25年、平成26年度から一本算定替えというような先ほど話がありましたけれども、一本算定になることによる減少というところもありますが、平成26年度から、平成26年度が86.2%、約7.云々という数字が増加傾向にあるというところ、それと社会動向を考えましたら、その辺の分母が少なくなるというところは容易に理解ができるところだとは思いますが。ここに来て、先ほどの話で、庁舎内の職員数の調整等々も行ってきただけというところはもちろんなんですけど、ここで時間外労働ですとか、委託料、この辺の経費というのは大きくかかっているのではないかというふうに思うんですが、これについてはどうでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

時間外労働というふうなことがありましたので、そちらのほうについて、私のほうから説明をしたいと思います。

時間外労働については、これまでも議員からも指摘をいただいているとおり、なかなか減っていない状況でございます。職員数が大体ほぼ最近横ばいというような状況でございますが、その状況の中でも時間外の手当を見ますと、平成30年度の決算でも前年度よりふえているというような状況にもなっております。そうした合併をした中でも職員数を減らしていくのが一番の目的だったかと思えます。そういった中で平成15年の職員数399人から現在では今正規の職員とすれば280人というふうなことになるまで、100人以上減っているわけですが、そうした中で、業務量自体が逆に減っていったくないので、逆にいろいろな部門において専門性であったり、いろいろな計画をつくったり、それぞれの部門で業務が多岐にわたってきているというふうな状況もあるのかなというふうに思っています。ただ、そうし

た中で、働き方改革というようなことが掲げられてきておりますので、町としても業務をいかにやっていったら少なくなるのかと、そういった部門についても今度の働き方改革の中でやっていかないと、この状態では職員自体が大変でございますので、そういった部分について今検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔くん） すみません。職員数は減っても業務、事業数は変わっていないというところ、ないしは事業数は若干なりともふえていると。そうなった場合に、この時間外労働というところがなかなか減らないんだというような解釈でよろしいのでしょうか。

実際に、こういった部分、もちろん歳入という部分は現在のままでは限りがあると。そうすると歳出を抑えていかなければいけないという部分で、もちろんこの人件費、義務的経費という部分を減らしていかなければ、もちろん投資的、今後における事業費、あるいは投資的なこの経費、緊急対策のための経費等々が、この辺がどんどん圧迫されてしまって、財政調整基金を切り崩すというようなことに多分今年度もなっていると思うんですけども、そういったことにつながっていくというふうに懸念はされるんですが、その辺については、どう考えているのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

今の議員ご指摘のとおり、歳入につきましては、やっぱり限られたものとなってございます。そんな中で、歳出の抑制を図ると。削減をするというのが大事なことでございますけれども、やはり削減も課とすれば住民サービスの低下を招くといったことも懸念をされるところもございまして、その辺も配慮しながら削減を進めていくことになろうかと思っておりますけれども、実際、ことしも9億円の予算不足ということで、財政調整基金から取り崩しを行ったものでございます。昨年も9億円を取り崩している。現在、その財政調整基金の残額でございますが、平成30年度末で26億円となっております。このことから財政調整基金につきましては、極力取り崩しはしたくないと思っはいるんですけども、やはり財政が不足するものですから、取り崩しは当面続くのかなと。ただ、限度を持って、秩序を持って取り崩しをしたいと考えてございます。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今のところから、先ほど町長の答弁のほうにもありましたけれども、地方創生などの交付金によりまして、（2）番の観光振興などについてのアウトドアスポーツ、

これも地方創生の交付金を充てているというようなことにはなりますが、こちらでのふえた事業費、こちらの部分に関しましては、この事業に関して運営の部分でしょうか。運営ですとか、PR費、この辺の部分に関しては、もちろん国のほうから出ているというところではあると思うんですが、この人件費、あるいはこちらを運営するに当たっての会場設営などに係る人件費及び、こちらの時間外労働というところが非常に目につくところがあるのかなと、今までの一般質問の中でもそういったほかの議員の方々もそういった事業に対しての準備等々での人件費の増加というのは一体どうなんだというような一般質問もさせていただいていると思うんですが、この辺の関係性が圧迫しているということはないのでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） ただいまの質問でちょっと確認をさせていただきますけれども、その時間外の経費が経常収支比率を上げているというようなご質問でよろしかったでしょうか。確かに人件費につきましては、給料、あるいは時間外等々も含まれているということでございますので、経常経費の歳出に当たっては、それも加味されるということになります。ただ、先ほども申し上げましたように、人件費全体を見ますと、昨年より少しずつ下がってきているという状況でございました。その一方で、その物件費、あるいは維持補修が大きく増加しているということもございますので、総体的には先ほど申し上げましたが、後段で申し上げました物件費、維持補修費等々の部分が大きいのかと思ってございます。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 人件費が減少傾向にあると、人件費の部分、あるいは物件費の部分に関しましても人件費が多少入ってくるかと思っておりますので、その総体が少しずつ下がらなければ今後の財政にも直結してくる部分かというふうに思っておりますので、その辺をしっかりとさせていただきたいという部分と、先ほどの地方創生の関連、あるいはこの地方創生の観光振興に關しての部分になりますと、振興公社などのご協力というのも非常にあるかと思っております。町の職員さん同等に振興公社の職員もなかなか休みもとれない状況で働いているというやに聞いておりますので、その辺の労働の分担といいますか、時間の調整というものもしっかりと今後考えていただきたいというふうに思うんですが、その辺の時間外、その関係性ですね。どこの部署の方々の時間外が非常に多いのかという部分だったり、あるいはその振興公社の関係でとか、もしわかればお願いします。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

時間外の多い部署というようなことでございますが、平成30年度の状況で見ますと、多い部署としましては、商工観光課がやっぱり一番多くなっていて、その次に総務課、あと危機管理室というような形になっております。大体そのような部署が平均的にしますと多い部署というようなことでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

公社につきましては、指定管理ということもございまして、非常に細かいところまでこちらのほうでは中を確認させていただいております。

働き方について、役場と違いまして、公社の場合、年間で忙しい時期と忙しくない時期とに分けて対応するような体制をとっておりますので、一概に時間外をやったからすぐ時間外というふうにはならないんですが、確かに議員おっしゃるとおり、かなり忙しい場所の方は休みもとれないという方もいらっしゃるの事実でございます。ただ、まだまだ合併して3年でしょうか、職員といいますか、社員の方々の意識の違いがまだ結構ございまして、これまでやってきた仕事は一生懸命なさるんですが、その組織が変わったことによって、例えば新しい仕事をやってくださいといっても、なかなかやれるような体制になっていなかったり、まだ組織としての問題も抱えているような感じを持っておりますので、その辺については、そういうその時間外労働を減らす方向と、それからもっと効率的に働けるような体制を考えていただくように社長はじめ指導していただきたいと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今、歳出の部分で、本当に町の財政で言えば一部分というようなこともありますけれども、職員の健康管理ですとか、そういったところも加味した上で、その辺をしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

それで、今歳出を減らすというような話をごくごく一部の部分だけでお話をさせていただきましたが、歳出を減らすことも非常に大事になってくるというふうに思います。また、それと同様に、歳入をふやす努力、もちろんそのために移住、定住という部分もありますし、その他の歳入をふやすような努力も大きな役割も持ってくると思いますけれども、今後は歳入をふやしていくための施策としてどのようなことを考えているかお願いします。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

まず、歳入の部分で企画財政課が取り組んでいる部分をお話しさせていただきます。

稼ぐ行政と言われるような方もいるようでございますけれども、町にとりまして、収入の大きなものにつきましては、まず町税がございます。自主財源から申し上げますと、町税があって、手数料、使用料等々があるわけでございますけれども、今私のほうで取り組んでいるのは、ふるさと納税でございます。ことしの4月から総務課のほうから組織改編に伴って、企画財政化のほうの担当になったということでございますけれども、これまででございますけれども、ふるさと納税の受付サイト1社でございましたが、担当がいろいろ頑張りをまして、それを3社にふやしたと。今受付サイト3社になってございます。

それから、一方、返礼品でございますけれども、いろいろ町内に所定企業さんがあるわけでございますけれども、今回新たに2社のご協力をいただきまして、食料品でございますけれども、それらが返礼品として加わった。

それから、間もなく今度追加になりますけれども、町内でカシミヤ、セーター、ニットというんですかね、それを製造している会社がございます、その会社のご協力によりまして、それらも今回返礼品に加わると。このニット製品につきましては、大分高価なものでございまして、したがって寄附額もそれなりの寄附をいただくということで、この件数次第では大きな金になるのかなというふうに期待をしているところでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今、企画財政課長から稼ぐ行政というような言葉もいただきました。ぜひ町長、町長の言うさまざまなアイデアの中で、そういった歳入をふやすというようなお考えがもしあれば、お聞かせいただきたいんですが。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） このふるさと納税につきまして、このSEA TO SUMMIT、全国13カ所で開催している中で、加美町が唯一ふるさと納税の返礼品として加美町で開催されるSEA TO SUMMITへの参加の権利というものを与えるというものをスタートしまして、昨年度は1件でしたが、今年度は3件だったかな、たしかね。ちょっとふえていますし、これは実は、モンベルのほうに私が提案しておりまして、加美町だけではなく、全国で取り組みますと。皆さんが3万円をふるさと納税して、そして、SEA TO SUMMITに参加するという、そうすると参加する側にとってもメリットがある。開催自治体にとってもメリットがあるということでありますので、こういったことが一般化していきますと、SEA TO SUMMITの開催経費というものもぐっと圧縮されるんだらうというふうに思っておりますので、こういったことも進めてまいりたいと思っておりますし、それから

企業版のふるさと納税、これは昨年度初めて、恐らく宮城県では最初だったと思いますけれども、例のストライダー、ランニングバイクですね。ストライダーをセキスイさんと、それから国立音楽院さんにご協力いただきまして、購入させていただきました。

今年度は、このカヌーの艇庫の改修、それからやぐらいのコテージの改修、そしてアウトドアの推進に充てるための企業版ふるさと納税について各企業さんのほうにご協力をお願いしております、今のところ3件がご寄附をいただいたと。まだまだこれはご興味、あるいはご協力をしていただける企業さんがいますので、もう少しこのところはプッシュをして、この企業版ふるさと納税というものも有効に活用していきたいと思っています。実は、この制度については、ほとんどの企業をご存じないんですね。多くの企業さんが何かの形で社会貢献をしたいというふうに思っているにもかかわらず、この制度をご存じないがためになかなか企業版ふるさと納税というものにお金が集まってきていないんですが、私はこのことをきちんと周知をさせることによってこれが広まっていくんだろうというふうに思っていますし、また、町村会としても、実は私これを提案させていただきました、国のほうにこの制度をもう少しメリットのあるものにしていきましょうということで、現在、税控除6割なんですけれども、これを企業の税控除を9割まで拡大していきましょうというふうな提案をさせていただいております、今、宮城県のみならずほかからの要望があったんだろうと思いますけれども、そちらの方向で国も検討していただいているというふうに聞いておりますので、それから、使い勝手ももう少しいろいろな形で使えるように柔軟な制度にしてほしいという要望もしておりますので、そういった方向に行っていただければ、もっともって企業の方も9割控除ですから、この企業版ふるさと納税に協力してくださる企業がふえてくるのではないだろうかとこのように思っております。

また、クラウドファンディングですね、ガバメントクラウドファンディングと言われる自治体が行うクラウドファンディングをガバメントクラウドファンディングといいますけれども、これも皆さんに共感を呼ぶようなプロジェクト事業、こういったものストーリー性のあるものに対して広く一般、市民、国民からご寄附をいただくという、こういった取り組みも加美町ではまだまだでございますけれども、これを進めていきたいと思っております。

それから、今職員が大変努力をして、このふるさと納税、メニューをふやしておりますけれども、今後ともさまざまなメニュー開発、これも行っていきたいということでございます。

ですから、税金、これを税務課の職員が大変頑張っておりますから、県内でもトップクラスの徴収率を誇っておりますけれども、加えて税外収入をいかに上げていくかと。このとこ

ろに一層力を入れてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） やはり町長にアイデアをお伺いして非常によかったと思いますので、その辺の部分ですね。今お話をいただいた歳入をふやす方法、方策というところをぜひ議会のほうにもいろいろお話をいただき、そして我々のほうでも歳入をふやす努力というところに一役を町長に応援をしていきたいというところではありますので、そういったところの活用もしっかり我々もなかなか知らないところも多いと思われまますので、その辺もしっかり今後説明していただければというふうに思います。

続きまして、事業検証といいますか、行政評価のほうのちょっと一部移りたいと思います。

加美町、前回、12月でしたでしょうか、行政評価に関してということで一般質問をさせていただきました。その際に、ここ数年分の行政評価が一気に載ってきたというところと、平成30年度も載せていただいたというところでは、非常にありがたく思っております。この先ほどちょっと前段のほうで、さまざま事業費だったり、人件費だったりというようなお話をさせていただきましたが、実はちょっと関連がありまして、この行政評価の中に、先ほど町長も答弁の中で説明をしていただきまして、施策評価であったり、事業評価だったり、事務事業評価だったりというような部分のご説明がありました。いかんせん、今加美町行政評価というふうに調べていただきますと、どういったシートで記載されているかというのは、皆さん見ていただけるようになります。

しかしながら、ここに載っているもの全てが結論といいますか、結果が書いてあるような状況の中で、どういったものをもとに記載しているかというようなものが見えません。また、一般的には事務事業評価シートというようなものがあって、先ほどの話の中でも、人件費がどれだけ入っているのかと。この事業に対して何人工で事業をしているのかというようなところまで書けるような事務事業評価シートというものはあるはずですが、こういったところの取り決めが我々議会もまだわかっていないですし、多分今まで議会のほうに開示したことがないと思うんですね。こういったものの進め方について、今検討していることがございましたら、ご説明願います。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長、お答えをさせていただきます。

今の事務事業評価の関係でご質問がございました。この評価シートにつきましては3種類ございます。まず1つが事務事業の評価シート、それから施設管理に関するシート、それから

団体への補助金と、この3つのシートがございます。

そこで、行政評価、12月の議会でも申し上げましたけれども、各担当がそれぞれその3つのシートから1つを選んで、担当者が記入をすると。それを企画財政課のほうに提出していただきまして、それを持って、補佐さんたちで構成する部会で副町長を委員長とする委員会、それぞれ審査を受けるという段取りと申しますか、そういう運びとなっております。

その中で、人件費というご質問でございましたが、それぞれのシートには人件費やら、例えば需用費関係、委託料関係、あるいは修繕料等々のそれぞれ科目を記載する項目がございます。そこにそれぞれ担当者が記入をして、何年度はこの事業について、あるいはこの施設について幾らかかったというような事業費シートになってございます。それらをまとめまして、ホームページのほうに掲載をしているものですから、その事業シート、ここについては掲載をしていないという状況でございます。したがって、ホームページをごらんになっても、その辺の内訳については、ちょっと把握できない状況になっていると。現在はなっているというところでございます。

ただ、ホームページに掲載するのも今後検討が必要なのかなと思いますが、何せ莫大な量になってしまいますので、その辺もちょっと検討するところでもございます。いずれ皆さんが見やすい評価シートになるように、ちょっと検討させていただければと思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 莫大なシートというような話をいただきました。117項目でしょうか。先ほど言った3つの項目に対して117が存在すると。これを全部くれと言っているわけではないんですが、やはり安定の基準である一定の基準を超えてしまったというんでしょうかね、そういったものに関しては、所管の我々議会のほうでも常任委員会がありますので、その際の調査内容等々に活用していくと、そういったことも必要ではないかというような考え方、むしろそういったことを近隣の市議会ですと、そういったものを活用しながら常任委員会を運営しているというところもございますので、そういったところからぜひみんながこの事業はどうなんだというところを見ていければいいのかなという思いもありますので、その辺をぜひ今後町長がこういった形で所信表明という形で記入をしていただいているわけですから、そういった前向きな次に進展するような方法をぜひ考えていただきたいというふうに思います。

あと、2次評価、先ほどのものから2次評価というような形に落ちてくるのが、今回の団体

で6団体ですかね。一般事務1、施設管理1、補助金1にて、そこから2次評価が3つ選ばれているような状況、これが上がってきたものというのがこれは基準というのがあるのであれば、ちょっと基準を教えていただいたかったという部分がありまして、というのは、そのほかに関しても、もう少し詳細なところを我々が見ることができるのであれば、こういったものについても活用していけるのかなというふうに思うんですが、なかなかちょっとわからない。また、こういった基準も選定していただきたいなというふうな思いもありますので。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

今、2次評価の基準というご質問がございました。その事業それぞれにつきまして、目標値といったものがございます。それにどれだけ達成しているかというのがございまして、それに伴って点数が付されてございますので、その点数の低いものがいわゆる検討を要するというような形になりまして、2次評価ですよね。2次評価につきましては、担当者が出したものを担当課長が、これは補佐で組織する部会のほうに提出をすると。そこで、審議をしていただくというようなことで、いずれその目標値がありまして、点数に満たないもの、あるいは改善を要するようなもの、こういったものが課長の判断で2次評価のほうに上げられるというものでございます。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 課長のほうに上がってきたものがこういうふうになってくるというようなことだったんですが、この辺も詳細をもう少し詰めていただいて、有効に使えるものにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

先ほど公共施設の統廃合というところだったんですが、ちょっと時間も押してきてしまったので、PFI等を含む民間活力の部分でちょっとお伺いしたいんですけども、先ほど町長の答弁の中で、このPFIという部分で、中新田拠点整備をPFIで検討というようなことで答弁をいただきました。中新田拠点整備、二転三転しているのか、今までにぎわい委員会からやってきて、さまざま名前を変えて、昨年度に提案書が出されたような形、これはあくまで地域の商店街の人たちで検討を重ねてきたというところで、提案書を出させていただいたはずだったんですが、ここをPFIを活用して拠点整備をというようなことだったんですが、どのように進んでいくのかというところがちょっと見えなかった部分で、その辺についてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

ただいまのご質問について、昨日もいただいたところなんですけど、とりあえず現在の予定としては、この後、二、三回程度、担当する、関連する課長の協議ということで、提案書をさらに詰めさせていただきたいと考えております。

提案書の中には、ある程度建物的なものもあれば、下屋的なもの、あるいは集会、広場的なもの等がございます。まだそれをどれにするというまず絞り込みがなされておられませんので、まずはむしろ絞り込みを二、三回程度の中でやっていきたい。具体的にその絞り込みがあった場合に、例えば当然、その建物、あるいは何か下屋等を建設ということになれば、当然費用が発生しますので、その際に一つの手法としてPFIはどうかということで、それは町長のほうから指示を受けているということでございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） このPFIに関しましては、次の米木議員も質問をしているわけなんですけど、公共側のメリットとして、PFIはもちろんリスクを民間に移して、軽減できると。財政支出の削減効果が見られるというところがあるかと思いますが、やはりPFIを行うというようなことになると、この委託と言ったらおかしいですね、参入した民間事業が利益を出せることが条件になってくるという部分が非常に大きな部分があるのではないかというふうに思うんですが、ここの問題、あるいは、さまざまな書類を作成するので、行政側のその書類を作成したり云々というところが非常に煩雑であり、なかなか進められなかったという過去があると思うんですけども、この辺については、どのように検討しているのか、検討されているのであればお願いします。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

そのPFIを使うかどうかと。使う方向でということなんですけど、必ずPFIでということではないんですが、これも手法の選択肢の一つというふうに思っております。

現在、中新田の拠点の対象となっております土地自体がまだ民間の土地でございますので、そういったこともありまして、PFIが割と接点があるのではないかという感じを持っております。ただ、ご指摘のとおり、あくまでもPFIというのは民間側でその利益を出せるかという部分が非常に大きいので、この辺は加美町としてはまだPFIを具体的に組み込んでおりませんので、今後勉強をしながら、書類作成も含めて詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） すみません。PFIに関しては、今後詰めていくというような考えだと思いますので、ぜひその辺をご検討をいただきながら、お願いいたします。

2つ目の観光振興について、ここの部分で少しだけ質問をさせていただきます。

先ほどの町長答弁の中で、スポーツ・ツーリズム、総合戦略を活用しながら進めていくというようなお話がありました。我々が議会の中でこの地方創生の部分に関しては3年間期限があるというような中で我々は認識しておりました。その中で、今後4年目に向かう際に、一般財源からこのモンベル、例えばSEA TO SUMMITの部分、恐らく確か300万円に消費税というような金額をかけながらやっていくものが今まで地方創生の部分で賄ってきたわけですが、こういったものがどうなるんだというような心配をしている方々が非常に多くいます。今までの継続事業としてもこの地方創生のものに関して、継続して補助といいますか、されるものなのかどうか、ここがちょっと先ほどの話ではなかなか見えなかったところがありますので、その辺についてお願いします。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

まずは、これまでの補助金、ふるさと創生関連なんですけど、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略の第1期ということで、平成27年から今年度まで5年間ということで、今年度が一応終わりと。ただ、今後来年度からまた5年総合戦略第2期ということで、現在国のほうの説明会等もやっております。同じ内容ではないんですが、これまでやってきた5年間の成果を見ながら、あるいは生かせるところを生かしながら、さらに発展させていくということで、これは必ず手を挙げていただけるものではないんですが、なるべくいただける方向でその辺の内容を精査しながら、手を挙げていくということで、今担当のほうで進めておりますので、その助成金を、いわゆる交付金をいただけるかどうかという部分はまだ未定な部分でありますけれども、これまで3年間やってきましたアウトドア関連のスポーツについては、こちらサイドとして当然総括が必要だと思っております。

先ほど御指摘のあったSEA TO SUMMITのように、モンベルに対する参加費用といったそういうお金が発生するものもあれば、ツール・ド・347のように単独できるようなものもありますので、その辺は一概に全部同じ扱いではなくて、一つ一つ見ながらかつ交付金がいただける場合には、なるべくこれまでのものをさらに継続させていただきたいというふ

うに考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 今の中で、交付金がもらえるのであれば、今までどおり続けていくということなんですけれども、交付金がもらえない場合、先ほど町長の話の中でもモンベルとSEA TO SUMMITの云々というところで稼げる行政というところでもモンベルの話があったんですが、ここの部分で交付金が出なかった場合は、それでも継続していくという考えなんです、ちょっとそこがはっきりしなかったもので。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） このアウトドアランド形成事業、これは国の地方創生の再生計画として認定されているものでございます。これに基づきまして、3年間推進交付金を頂戴して実施をしてきたところでございます。実は加美町が申請したものは、おかげさまで全て認定していただいております。地方創生の関係の交付金を頂戴しているところでございますけれども、私は、このアウトドアについても、2期目の総合戦略等についても、町としては申請をさせていただきたいというふうに考えております。恐らくこれまでの実績を踏まえて、お認めをいただけるものだというふうに思っております。ただ、それだけに頼らず、先ほど申し上げたような取り組み、こういったことも進めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ありがとうございます。今の町長の説明でわかりました。

先ほどのモンベルを活用したり、モンベルに協力をいただきながら、さまざまな部分に派生するというような話を今町長から恐らく継続できるだろうというようなお答えをいただきましたので、この辺については、3点目に移りたいと思いますので。

それでは、空き家の一層の利活用を進めていくと。

ここの部分に関しましても、先ほど伊藤信行議員と重複する部分がございます。空き家の有効活用をする場合に、移住の部分というところで先ほどご説明がありましたが、この人が移り住みやすい、移り住んでいる、移住者が非常に多いところというところに関しましては、さまざまなインフラ、特に若い人たちを呼び込むために、Wi-Fiの環境を増やしていったりとか、そういった部分での優位性といいますか、そういったものが必要不可欠になってくるのではないかというふうに思いますが、そういった若者を定住させるために、Wi-Fiというのを前々から言われていたことだとは思いますが、こういったところをどのように検討

しているのかというところについてお願いします。

○議長（工藤清悦君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（相澤栄悦君） ひと・しごと推進課長でございます。

うちのほうで移住定住の活動をしておりまして、移住希望者の方のいろいろなご意見を伺っております。一番その移住者の方が気にされているといいますか、移住先として挙げている条件といたしましては、やはり一番多いのは生活環境であったりとか、子育ての環境であったりとか、あとは最近非常に多いのがそこでの仕事を、こういった仕事につけるかということの関心が大分多いということを知っております。その生活環境の中に今議員がおっしゃられたようにW i - F i の状況というのも入ってくるのかなというふうに考えておりますが、そのことにつきましては、やっぱり通信事業者の考えもございまして、町としましては町の関連する施設でそういったW i - F i を普及するようなことで考えているというところがございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） すみません。非常に難しいことを聞いてしまったような気がしました。すみませんでした。

この空き家に関しましては、もちろん特措法が出てきてからこういった空き家バンクの制定、あるいは町の計画を策定しなさいという部分と、その空き家に関しての調査権を行政に一部委託しますよというような部分で特措法ができたわけですが、この部分で特措法に当てはまらない、特定空き家にならない、ないしは荒れ地に当てはまらないような部分というのが、非常に今他の自治体も同様なんですけど、多く見られるというふうに思います。そこにおいてそういった特措法に当てはまらない部分に対応させるために、空き家条例を各自治体でつくっているというような事例もございまして。以前、副町長が企画財政課長だったときに、この空き家条例、今後策定の意思はあるのかというようなところで今後検討していくというようなお話もありましたが、この空き家条例制定に向けて、ないしは制定する可能性はあるのか、その辺についてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

今の議員ご指摘のとおり、特措法につきましては、どちらかと言えば危険家屋、特定空き家に重点を置いた法律というふうに言えるのかなというふうに思っております。地域それぞれ個性、特性がございまして、やはり、特措法以外で新たにその自治体で縛りをつけるとい

うようなことで条例を制定している市町村もございますし、また、特措法以前に条例を持った自治体もいるようでございます。ことし3月末現在、県内の状況をお話し申し上げますと、35市町村のうち、町独自で条例を持っているのが7自治体ということで、まだまだ少ないのかなと思ってございます。ただ、今ご指摘のとおり、特措法で規制する部分とやはり町独自の条例で規制をかけなければいけない部分ということがございますので、やはり条例につきましては、必要なかなと思っているところでもございます。ちょっと前向きに検討をさせていただければなと思ってございます。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 特措法の中では、先ほど言ったとおり、特定空き家、空き家として登録された認定されたものに限るところで、予防という概念といいますか、予防の観念が少し薄いのかなと。今特措法を見ていたんですけれども、予防の部分に関して、なかなか触れられていないところではあると思います。加美町も高齢者のみの世帯、非常に大きな家に住んでいる高齢者のみの世帯ですとか、今後こんなこと言ったら失礼なのかもしれないですけれども、空き家予備軍になってしまう部分の状況等々も非常に考えられるか思います。この辺の予防ないしはこの特措法の中から言われたこの空き家バンクへの登録、この辺をしっかりと啓発を行っていかなければ、今後非常に空き家がふえていってしまうのではないかという思いがあります。この空き家バンク登録をふやすために、どのような施策をとっていくのか。

また、空き家バンクに登録してもらうためのさまざまな先ほどの町長の答弁の中にもありました片づけをしなければならない場合ですとか、さまざまな修繕をしなければならない場合、こういった部分の補助なんかあると、そういった部分も解消されるのではないかという思いもございますけれども、そういった部分についてお考えがあればお聞かせください。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

空き家の適正な管理ということで周知方法の一つをご紹介しますと思いますが、固定資産税の納税の通知書とその封筒の中に、適切な管理をお願いするというチラシをことし初めて同封して送付をさせていただきました。その中には、もちろん空き家の適正な管理をお願いしたいという部分と、それから空き家バンクに登録してくださいという部分を一緒にしまして、チラシとして同封をしたところでございます。

それから、空き家バンクへの支援策ということでございますけれども、先ほどもお話をした

とおり、現在家財道具があつて、処分に困っていると。何とかその支援策は町のほうで考えていただけないんでしょうかといった町政懇談会時の要望もございました。町長のほうからは、その支援策を少し検討して、空き家バンクへの呼び水となるようにちょっと検討しろといった指示もいただいておりますので、もう少し時間をいただければと思っております。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） 最後になります。同様に空き店舗、先ほど町長からの答弁の中にも商工会の意向調査で第三者に貸してもいいというところはゼロ件だったと。その部分、さまざま荷物を置いてある。あるいは併用住宅になっている。水場が一緒になっているとか、トイレが一緒になっているというような部分があつて貸せないというような状況もあるかと思えます。今後、この空き商店街といいますか、部分的に空き家のような形になってしまうものの活用方法、これについても十分に検討していく必要があると思えます。先ほどのさまざまな助成なのか補助なのか、ここの部分に関しましても、商店街、今後のにぎわいというものを創出するためには、欠かせないものになってくると思っておりますので、この辺についての意見、町長、もしございましたら、お願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これは一番解決が難しい課題の一つですね。といいますのは、ほとんどのところが後継者がいないということですから、どうしても空き店舗がふえ続ける。しからばその空き店舗を第三者に貸していただけるかということ、先ほど申し上げたように、あるいは議員がお話ししたようなもろもろの理由で、なかなか第三者に貸すことが難しい、あるいは貸す意思がないというふうな状況でございますので、まずは先ほど申し上げたように、商工会をはじめ、町だけでできることではないわけですし、ほとんどの方が商工会のメンバーなわけですから、やはり商工会等としっかりこれは意見交換をしていく中で、何らかの方策を見出していくということだろうというふうに思っております。その中で、例えば何がしかのリフォーム助成金などがあれば、貸してもいいというふうなところがあれば、そういったこともこれも商工会と一緒に検討していくということになるだろうというふうに思っております。なかなか解決策が容易に見出すことができる問題でもないというふうに思っておりますが、努力をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（工藤清悦君） 高橋聡輔君。

○6番（高橋聡輔君） ぜひ積極的な商店会、商工会とかかわりを持って、さまざまな議論をしながら先ほどあつたPFIの活用云々というふうなお話も拠点整備の部分でもあると思いま

すので、その辺をしっかりとかかわり合いを持ちながら、よりよいもの、皆さんが納得できるものをつくり上げていただきたいという思いも込めて質問をさせていただきました。

以上で質問を終わります。

- 議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、6番高橋聡輔君の一般質問は終了いたしました。
暫時休憩いたします。15時40分まで休憩といたします。

午後3時28分 休憩

午後3時40分 再開

- 議長（工藤清悦君） 休憩を閉じ、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

通告9番、16番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔16番 米木正二君 登壇〕

- 16番（米木正二君） それでは、本日最後となりました。これから一般質問をさせていただきたいと思います。

私は、所信表明についてということで、項目2つにわたって質問をいたしたいと思います。

まず、（1）でありますけれども、行政改革についてであります。

町長は、所信表明において、町の歳入の約4割を占める地方交付税は、今年度から合併特例加算がなくなり、5年前と比較すると10億円を超える減少となりました。これからは財政的に大変厳しい時代を迎えることが予想されます。持続可能な魅力ある町をつくるためには、これまで以上に行政改革に真正面から取り組まなければなりませんと言われてしています。

しかし、この所信表明の前段に、自身の実績として言われているものは、地方創生事業など、国の交付金や補助金を当てにして行われてきたものばかりです。この補助金も今年度で終了となります。来年度からはどうするのか。これこそ行財政改革を妨げるものばかりではないのか。交付税が減少することは、合併特例加算が始まったときからわかっていたことであり、地方創生事業は補助金の無駄遣いではなく、財政強化に寄与するものであるべきではなかったのか。

そこで、以下について伺います。

①事務事業の見直しについて。

何か町長が考えている事業はあるのか。

②時間外勤務の削減について。

フレックス制を導入するということだが、働き方改革の中でどのように実現するのか。

③行政評価や事業検証などの行政評価、補助金の適正化とあるが、具体的な考えを伺います。

④PFIやクラウドファンディングの活用とあるが、具体的な事業があるのか。

⑤歳出削減の一方で歳入を大きくしなければ、町の財政は安定しない。その意味で、町長は、8年前に就任したときに、自分は県で企業誘致を担当してきたので、企業誘致を進めると語っていた。しかし、この8年間、どんな企業を誘致したのか。

(2) 中新田公民館建設について。

中新田公民館の建設については、私は、建設については賛成であります。しかし、令和3年度に供用開始したいということではありますが、建設場所については、平成31年度予算審査特別委員会の付帯意見で指摘したとおり、議会での意見が集約されているとは言えません。町民も同様だと思います。

しかし、町長は先般の中新田地区敬老会の挨拶の中で、中新田体育館の東側に建設するとの話をされました。

いつどこで場所が決定されたのか、議会の付帯意見をどのように受けとめ、これから進めていくのか伺うものであります。以上です。

○議長（工藤清悦君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、きょうの最後の質問者であります米木正二議員の質問に対して答弁をさせていただきます。

今大きく2つでございますが、この行政改革につきまして、まず、5点についてお答えする前に、若干事実と異なるところもありますので、お伝えをさせていただきたいと思いますが、この所信表明の前段に実績として話したこと。これは私の実績といいますよりは、これはもう職員が努力をして、皆さんの議員さん方のご理解もいただきながら、努力をして上げた実績というふうな思いで私は言わせていただいておりますので、そこをまずご理解いただきたいと思っております。

それから、地方創生事業、国の交付金、補助金を当てにしてということでもありますけれども、これは活用するという意味でございますので、ここもご理解いただきたいと思っておりますし、この地方創生関係交付金、これは今年度終了ではなく、先ほど申し上げましたように、来年度から第2期の事業がスタートしますので、そちらのほうに町としては申請をさせていただきたいと思っておりますので、ここもご理解いただきたいと思っております。これらのこと

が行財政を妨げるものだというふうなご意見がありましたけれども、将来を見据えた町の財政を考えた場合に、まずはこの行財政改革、これが必要だというふうに思っております。そのためには歳出の削減、そして歳入のなかなか増というのは難しいわけではありますが、この努力をしていかななくてはならないというふうに思っているところでございます。当然このことは合併のときからわかっていたことでありますけれども、先ほど申しましたように、3町の全ての公共施設等を受け継いで、新町が、合併町ができたわけでありますので、この施設の老朽化に伴う修繕費、これが大変町にとって大きな負担になっていくということがあります。ですから、この行財政改革というものに真正面から取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

ただ、これだけでは持続可能な町、財政の健全化には結びつけることはできません。なぜかといいますと、地方交付税の算定基礎、これは5年に一度行われます国勢調査に基づく人口が基本でございますので、この人口減少に手を打っていかなければ、これも時間がかかることです。手を打っていかなければ、国からの地方交付税もどんどん減少していくということがありますから、そこを見据えて地方創生事業に取り組んでいると。定住人口、交流人口、それに関係人口の増加に向けて取り組んでいくということでもありますから、これも合わせてやっていかなければならないということでございます。加えて、町としましては、地域運営組織、つまり全て行政にお任せではなく、自分たちが住んでいる地域や自分たちを守っていくんだと。地域での課題を自分たちで解決していくんだというこの解決型の地域運営組織、この取り組み、この3点セットを同時に進めていかなければ持続可能な魅力ある町にはならないという思いで事業を進めてきておりますので、この地方創生については、行財政改革を妨げるものということではないという、ここはしっかりと御理解をいただきたいと思っておりますし、今後も地方創生の事業、補助金がもらえるからやるということではなくて、今言った定住人口、交流人口、関係人口をふやすために必要な事業として、しっかりと取り組み、それが町の財政の安定化に寄与することができるようにしっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。その上で、1点目のご説明をさせていただきたいと思っております。

事務事業の見直しについて町長が考えている事業はあるかということでもありますけれども、この事務事業については、先ほども見直しについては、高橋聡輔議員にもお答えをさせていただきました。先ほど申し上げたように、今後は、やはりこの事務事業評価、これを施策評価、政策評価へとステップアップしていくという、これが重要だというふうに思っております。

また、補助金につきましては、合併後の平成18年度に補助金審査会を設置しまして、町単独補助金の総点検を行いまして、翌年度の予算に反映をさせたところでございますけれども、それ以降行っておりません。中には、翌年度への繰越額が補助金を上回っているというふうなところもあるようでございますので、やはりこの補助金の適正化というものについても、これは取り組まなければならないだろうというふうに思っておるところでございます。

次に、時間外勤務の削減についてでございます。

フレックス制の導入という働き方改革ということでございますけれども、この時間外勤務の削減に向けた対策としましては、各所属長において職員が業務終了後速やかに退庁できるような環境を整備することが必要であるというふうに感じております。現在、職員のパソコンの画面には、定時退庁日に、退庁日であることを示す表示が3回出るようにしておりますので、できるだけ定時退庁日には定時に退庁するようというふうな啓発を行っているところでございます。どうしてもやむを得ず時間外をしなければならないという職員に対しては、時間外を上司が命じた上で時間外命じられた上で必要最小限度にやっていくということが、これは大事なだろうというふうに思っております。こういったことを徹底していきたいと思っておりますし、やはり職員の意識というものが重要だというふうに思っています。

また、この業務、非常に職員は真面目なものですから、何でもこうきちんとやっていくという習性といいますか、素晴らしいことでありますけれども、多少簡略化できることもあるんだろうというふうに思っております。

例えば、昨日もこの議事録の件でありますけれども、全ての会議の議事録をテープ起こしをして、一言一句議事録を作成しなければならないものではないだろうと思っております。要点だけをまとめておくというものがあってもいいわけでございますから、そういった会議の重要度に応じて、どのような議事録を作成していくかということなども今後はルール化をして、業務量を削減していくという努力、これは必要だと思っておりますので、そのあたりについては、ぜひ議員の方々にもご協力とご理解を賜りたいと思っておるところでございます。

また、このフレックス制の導入でございますけれども、この働き方改革の中で、働く人たちが個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにすることが基本的な考えでございます。そのために、長時間労働をなくし、年次有給休暇を取得しやすくすることなどによって、個々の事情に合った多様なワークライフバランスの実現が図られるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。このことが労働時間法制の見直しが行われた理由でもありますので、町としましても、しっかりとフレックスタイム制度の拡充、そ

れから時間外、勤務外インターバル制度の導入促進などに取り組んでまいりたいというふう
に思っております。

いずれにいたしましても、こういった制度を踏まえまして、加美町の職員にとって健康を維持しながら生き生きと働き、生活できるような制度を検討しながら導入に向けて取り組んでまいりたいというふうと考えております。

4点目のPFIやクラウドファンディングの活用についてのご質問がありました。

これも先ほども答弁をさせていただいたとおりでございます。どちらもこれまで取り組んできていないことでございますので、まずはこういったことについてしっかりと学ぶということが大事でありますので、PFIにつきましては、銀行さんのほうで研修会が開催されるということでもありますので、これは銀行でもやはりこのPFIを進めていきたいという思いがあるようでございます。ですから、そういったことにまず参加をし、しっかりと学んだ上で、進めていくことが大事だろうというふうに思っております。

また、クラウドファンディングにつきましては、これも自治体がオーナーとなる場合は、ガバメントクラウドファンディングというふうについておりまして、寄附をする方にとっては、より安心感が高いというふうなこともあるようでございますので、共感を呼ぶことができるような事業をクラウドファンディングで財源を確保していく努力をしてまいりたいというふうに思っております。

また、このクラウドファンディングの際の寄附金でございますけれども、これは必ずしも返礼品が必要というわけではありませんけれども、ふるさと納税同様に、返礼品を宛てがうということもあるだろうと思っておりますが、そういったことも含めた制度設計などをしていかなくちゃならないだろうというふうに思っております。このことについては、全庁的に職員からアイデアなどを募りながら活用に向けて検討してまいりたいというふうに思っております。

5点目でございます。企業誘致についてのご質問でありました。8年間でどんな企業を誘致したのかというご質問でありました。

平成23年10月に私、就任したのが平成23年8月でございますけれども、10月に新規企業の誘致に努めるとともに、町内企業を支援し、良好な関係を築くことにより、地域経済の発展と、雇用創出を図ることを目的に、企業立地推進室を新設いたしました。平成27年4月からは、移住定住に関する事業も合わせて推進するひと・しごと支援室、平成31年4月からはひと・しごと推進課として、人口減少、少子高齢化に歯どめをかけるため、住まいから仕事に至る

までをワンストップで支援できる体制をつくり、住民が持つ地域力や豊かな資源を活用し、課題を解決することで地域活性化を促進する取り組みを行ってきたところでございます。

宮城県としましては、企業誘致の重点戦略として高度電子機器とか、自動車、食品、木材等々、8分野を重点事業に掲げて、県内への産業集積を目指しているところでありますが、やはり立地条件を考えますと、大和、そして大衡の工業団地、そしてその周辺の工業団地、ここへの立地がかなり進んでいるということがご理解いただけると思っております。先日も仙台のほうに向かいましたところ、国道457号を通っていきましたら、その脇の大和町の山がすっかり伐採されておまして、恐らくはあそこも企業誘致などの土地に使うのであろうと思っておりますけれども、農地ではなく丘陵が大分広がっておりますから、非常に工業団地等に開発しやすいということもあるのでしょうか。かなりの土地、まだまだ売れていない、契約されていない土地が大衡、大和、そして富谷にはございますので、県が集積を目指して進めているといえ、どうしてもそういった地域に産業が集積してしまうという状況にあるわけでございます。

しかしながら、我が町の担当者、私も県では担当しておりましたけれども、はるかに私よりも優秀な担当者たちが取り組んでおりますので、私は確実に実績が上がってきているというふうに思っております。

特に加美町は、東日本大震災の発災後も、県内で唯一断水しなかった強固な地盤と良質な地下水を有している町でございますし、347号、そして457号というふうな国道も通っておりますので、こういったことをアピールしながら、食品関連企業に加えて、自動車、あるいは高度電子産業、電気産業等々の企業に対してアプローチを重ねているところでございます。この結果、平成24年7月には、SRGタカミヤ株式会社、今はタカミヤというふうに名称の変更がありましたけれども、操業いたしました。平成25年3月には、ポラテック東北株式会社が操業を開始いたしました。また、ポラテック東北株式会社につきましては、工場を加美町に設立し、東北営業所とCADセンターを併設した仙台営業所を仙台市内に設立しておりますけれども、本社は加美町に置くようお願いをし、加美町に置いていただいたところでございます。継続的な波及効果に大きく貢献をしていただいているというふうに考えているところでございます。

さらに現在、加美町が誘致した企業36社、38事業所ありますけれども、この事業所で現在約3,000人の雇用を生み出していただいております。大変大きなことだと思っております。代々の担当者等々、首長も含めて努力してきた結果だと思っております。このうち、1,300人は、

町民でございます。これも大変大きなことだと思っております。

町といたしましては、これまで以上に地域経済の発展を促し、雇用創出を図っていくためにも、現在操業している町内企業の育成支援は不可欠だと考えております。とかく誘致するまでは、熱心であっても、誘致した後、あまり企業との接触を持たないというところもあるようでありますけれども、立地した企業がやはりその地域で操業を続けていただくと、発展していただくということが非常に大事でありますので、支援をしてきているところでございます。

その結果、株式会社タカカツ建材は、木伏工業団地にあるプレカット工場に続きまして、平成28年の5月に、雁原工業団地内に製材工場を操業いたしました。昨年3月には、雁原工業団地の株式会社小林機械及び株式会社ピクルスコーポレーションが同一敷地内に工場を増設いたしました。また、アスカカンパニー株式会社は、孫沢工業団地内の東北工場に次いで、昨年11月、雁原工業団地内に夜間無人生産が可能な最新の工場機能を持ち、かつ技術講習や生産性向上などが学べる交流機能を有したナレッジパークを竣工いたしました。会社としては、工場と言わずに、あえてナレッジパークと称しているわけでありまして、このことについては、私も毎年アスカカンパニーの本社にお伺いしまして、企業誘致担当者とともに、できるだけ早く新工場を建設して下さるようお願いをしてきたところでございますけれども、その願いがかないまして、最新の工場が竣工されたということでございます。

このように町内企業が工場を増設する場合については、希望する用地の確保、交渉、国、県町の支援制度の説明、固定資産税課税の優遇制度に関する説明、そして申請に関する助言など、こういった支援策、こういったものをしっかりと担当職員たちが行っているということでございます。この結果、こういった実績が出てきているということでございます。これら6社ですね。私が就任してから6社による工場の新增設に伴い、これまで43億円の設備投資に加え、新たに162人の雇用創出につながっておりますので、確実に地域経済の進展に大きく貢献をしていただいているということが言えようかと思います。

あわせて、担当課が行っていますのは、町内企業同士のマッチングでございます。そして、加えて県外企業とのマッチングも仲介をしております。これら県外企業が町内、あるいは宮城県内に進出する際に永続的なビジネスコラボレーション、つながりが持てるように支援していくということも非常に重要でありますので、少し先を見た形でこのようなマッチングにも取り組んでいるところでございます。そういったことが先ほど申し上げたように、将来的に新しい企業が加美町に進出してくるということにもつながるように今取り組んでいるとこ

ろでございます。

今後とも地域経済の発展と地域雇用の拡大に向けまして、地元企業の育成支援、新たな企業の誘致、ビジネスコラボレーションの促進、新たな産業と雇用の創出に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解と御協力のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

大きな2点目の公民館の建設についてでございます。

公民館の建設場所の選定につきましては、これまでも説明をしてまいったところでありますが、平成28年8月、公民館利用者を対象にしたアンケート調査を行いました。その結果、現在のエリアで新築という回答が多かったわけでございます。その後、検討委員会による検討を重ね、答申が出てまいりましたけれども、周辺施設間の会議室やスポーツ教室等行事の相互利用が望ましいことから、現在の周辺敷地エリア内とするというふうになりました。それを受けて、町内の連絡委員会でもたびたび検討をいたしまして、これはきのうの議事録紹介にもありましたけれども、自由な雰囲気の中で、職員が自由に自分たちの思いを語り合いながら、検討し、検討を重ねる中で意見がだんだん集約されまして、そして中新田体育館東側に隣接することが望ましいという報告が出てまいりました。その後の経緯については、議員ご承知のとおりでございます。建設場所を町が検証し、その後、プロポーザルで選定された設計業者が再検証を行い、その結果最も望ましい建設場所は、体育館の東側であるということになっております。ですから、このようなプロセスを経て、議員の皆様から出された付帯意見、これにのっとりまして、しっかりと担当課のほうで進めてまいったところでございます。この中で、建設場所の位置においては、意見を集約し切れていないという状況にあるということでありましたけれども、これも今申し上げたように、何度も何度も庁内の連絡委員会で検討し、意見を集約し、かつ専門家の視点からも検証していただき、意見を集約し、皆様方にお諮りをしたということでございます。

そのような流れで場所の位置、建設の位置については皆様方にも丁寧に説明をしてまいったところでございますので、私どもとしてはその方向で事業を進めているところでございます。

なお、敬老会におきましてこの利用者はご高齢の方が大変多いわけですね。来た方々も利用していらっしゃる方がたくさんいるわけでございます。そういった中で、この東側に建設される予定になっているということで皆様方にお伝えをさせていただいたところでございます。以上、中新田公民館についてお伝えをさせていただいたところでございます。

以上、ご理解とご協力を賜りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 今答弁をいただきました。

地方創生事業については、第2期がスタートするというようなことで、当初は3年でもう終わりかなというふうに思っておりましたけれども、そういったことでそれを有効に活用して、効果があることを期待したいというふうに思っています。

それで、細かく質問をしていきたいと思っておりますけれども、まず最初に、事務事業の見直しでありますけれども、前段で高橋聡輔議員も質問をしておりました。過不足もあるというふうに思いますが、まず最初に、平成25年から事務事業評価を実施しているということがあります。これからは精度を上げていくという、そうしたお話もありました。この評価は公表されているのかどうかをまずお伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

この事務事業の行政評価につきまして、町のホームページのほうで公表をさせていただいているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） その結果を受けて、これまでいろいろな改善を講じてきたというふうに思いますが、その実例が何点かあれば報告をしていただきたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

平成25年度からいろいろ本格的に実施しているわけですが、事例を申し上げますと、まず、平成28年度でございますけれども、当時、高齢者温泉施設の利用券の交付事業が2種類ございました。家族の方、それから70歳以上の方だったのでしょうか、利用券の交付事業と高齢者に対する助成事業ということで、利用者がちょっと少ないということもございましたので、これは年齢を下げまして、皆さんが利用しやすいようにということで、一つにまとめさせていただいた経緯がございます。

それから、昨年の実績でございますが、加美町農業者年金加入者協議会補助金といったものがございました。これは大分協議会のメンバーが高齢化をしてきているというようなこと。それから、これ上部団体の負担金があるわけですが、これまではこの協議会を通してその県の上部団体に補助金を出しておったんですが、町の会計から直接出すことも可能だということもございまして、この加入者協議会の補助金を廃止させていただいたとい

うこと。

それから、先ほど町長からもお話がございましたが、平成18年度、そして平成21年度だったと思うんですが、補助金の補助団体への大幅に見直しをかけた。これは町の職員のみならず、外部の委員さんにも参画していただきまして、委員会をつくって、そしてあらゆる補助金の見直しを図っていただいたというところでございます。これらがいろいろな実績ということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 行政評価とも関連するのでありますけれども、今後は施策評価、政策評価をやっていくということのようであります。先ほど外部委員による評価も取り入れたいということであります。そうした中で、ちょっとお伺いをするのでありますけれども、バイオマス事業や、こども公園など、町長の肝いりで行われた事業が調査費や委託費など、形になっていない事業がございます。そのことについてどのように町長にですけれども。

例えば、バイオマス事業費で平成28年、平成29年度で1,770万円ほど調査費がかかっております。こども公園については282万円ほど。モンベルの調査費は486万円、合計で2,539万円ほど調査費に費やしているわけでありましてけれども、何か形になって見えてこないということでもありますけれども、そのことについてどのようにお考えですか。これ事務事業の見直しと関連するのでありますけれども。行政評価ということでも関連するのでありますけれども。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これ以前に答弁させていただきましたように、新しい事業に取り組む際には、やはり実証事業というのは必要でございますので、それに対して約2分の1、国のほうからも補助金が出ておりますので、それを活用して実証事業に取り組ませていただきました。ただ、このことについては、町の毎年の負担額が六千数百万円になるということでもございましたので、やはりこの事業は継続すべきではないということで休止という結論をさせていただいたということでもございます。この判断は正しかったと思っております。

じゃあ実証事業が無駄だったかという、私は決してそうだと思っておりません。これは何人かに言われましたけれども、うちの職員はこのことに関しては県内で一番知識を持っているというふうに言われました、何人かの専門家から。私もまさにそうだと思っております。この事業に取り組んだことによって、そういった専門的な知識を得ることができたと思っておりますし、実はこのバイオマスについては、今も幾つかの情報といたしますか、あります。全く町としては断念したわけではなくて、町が大きな負担をすることなく、場合によっては

民間ベースでやることも私は可能ではないかと思っておりますので、そんなことも含めながら、このバイオマス、ガス化事業についてはこれからも実現に向けて情報収集に努めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

こども公園でございますけれども、旭地区の運営組織ですね。地域の組織、来年3月を目途に今取り組んでいるわけでありまして、皆さん方が旭小学校を拠点にしたいというふうに考えておられて、宿泊を伴いさまざまな体験ができる施設にしたいということでございます。農業体験、林業体験、自然体験、そういった中であの計画にあった例えばツリーハウスを自分たちでつくろうとか、そういった形であの場所を、あの一帯を有効活用をしていただくことで、あのときの計画というものも私は生きていくんだらうと。全てとは言いませんけれども、一部十分私は生かしていけるんだらうというふうに思っているところでございますので、そういったことも含めてぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っているところでございます。

もう1点ありましたかね。モンベルの委託ですね。これはやはり加美町の最大の資源はやはり豊かな自然だと思います。これは皆さん異論がないと思っております。この豊かな自然を生かして、交流人口をふやすためには、どうしたらいいかということでございます。当然、我々内部にいる人間だけではこれ気づかない点、いっぱいあるわけですね。やはり専門家の目から見て、この地域をどう生かしていくことによって交流人口をふやしていけるかということ、その視点が大事でございます。このさまざまなコンサルありますけれども、やはり自然を生かしたアウトドアを推進していくということになれば、やはりその道に通じたところをお願いするのが最もいいわけでございますので、日本最大のアウトドアスポーツメーカーさんであるモンベルの一員でありますコンサルのほうに委託をして、どのように活用したらよろしいかというふうなご提案を出していただいたということでございます。それに基づいて、地方創生の関連交付金を活用しながら、さまざまなアウトドアの事業に取り組んでいるということでございますので、そのことがしっかりと生かされているんだらうというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 3つの事業については、今答弁がありましたけれども、いまいちよつと釈然としないものもあります。こういった調査を無駄にしないように、何とか前に進むような、そうした努力ということも必要なんだらうというふうに思っています。

それとあともう一つでありますけれども、お祭り関係でありますけれども、本年度べごっこ

まつりや高原マラソンなど、今年度の予算に計上しないで、議会、あるいは町民から批判があったわけでありましてけれども、そうした中で、そして6月補正に、やくらいカーニバルというお祭りを新たに始めるというようなことで補正を組んだわけでありましてけれども、そのお祭りに関しては、もう少しやっぱり予算の際に熟慮をして進めるべきだったのではないかなというふうに思いますが、その辺の考え方についてお伺いします。

○議長（工藤清悦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（岩崎行輝君） 商工観光課長でございます。

べごっこマラソンが中止、あるいは休止ということで、新たなカーニバルということで始めさせていただくわけですが、熟慮をすべきだったというもったもんですが、時期的に熟慮をしますと、1年間丸々あいてしまうということもありましたし、やはりべごっこを長年の課題でもあったかと思うんですが、それが実行委員会で決定をしたということで、やはり間を置かないで次なるものへということで何とか皆様のご理解をいただいて、やくらいふれあいカーニバルということで今月開催させていただくことになったんですが、熟慮を内部ではしたつもりなんですが、やはり周知徹底はまだまだ不足であったということは間違いないかなと思います。

あとは今回、1回目ですので、どの程度事前に想定したことを実現できるかというのは、これからの課題かと思うんですが、新しく始める以上は、とにかく精いっぱい改革してよかつたなどと言っただけのように進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 私は期待したのは、やっぱりある程度1年なら1年時間をかけて加美町の全体のお祭りを検証して、どういった形でやっていくのか、時期的なものとか、そういった全体的なお祭りのあり方ということを私は1年間かけて、検討していくべきだったのではないかなというふうに思いますけれども、予算が終わって、すぐ直近でまた復活、形は違って復活をするというような、そうしたことはいかがなものかなというふうには思いますが、その辺もいかがでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ご承知のとおり、このべごっこまつり、34回だったでしょうか、続いたイベントでございますが、やっぱり一番には、これ去年からわかっていたことですね、加美町産の牛肉の入手がなかなか困難だということですね。それは絶えず商工観光課でも検証しております。どうあるべきかということは。その中で、今回のイベントというものもまず

は代替案として実施をしようと、かなりこれは所管では熟慮を重ねて、そして実行委員会の皆さん方とも話し合っただけのことだというふうに理解しておりますけれども、今回このイベントを実施させていただくと。そして、やりながら、また来年度に向けて、全体のイベントのあり方についても、これは検証していくと。検証というのは、1回すればいいというわけではなくて、やっぱり走りながら、検証もしながらということになるんだろうと思いますけれども、絶えずこれは検証をし続けていくべきだろうというふうに思っているところでございます。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） それから、行政評価の中で補助金の適正化について、補助金審査会を設置して、総点検をするというようなことでありますけれども、たしか平成18年に1回やって、あともう1回、2回ほどその審査会をやったという、私も記憶しております、その際に、A、B、C、Dに分類して評価をしたというようなことがあります。それは、その評価というのは、非常に私はよかったんだなと。よかったんだろうなというふうに思いますけれども、やっぱりそういう補助金についても、適正な補助金の交付というようなことを考えれば、そうした審査会を設置して、外部からのいろいろな目を見ていただくということは大変大切なことだというふうに思いますけれども、その辺の進め方についてお伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

今、補助金というお話がございました。補助金、団体に対する補助金、あるいはイベント、いろいろな活動に対する補助金合わせまして200を超える団体で、約2億円の補助金になってございます。今後の進め方ということになるわけでございますけれども、やはり内部だけで審査会というのはやっぱり適さないということもございまして、外部の意見、外部の視点で審査をしていただくということが最も基本になるのかなと思っております。ちょっと時期は未定でございますけれども、その辺、外部の委員さんをお願いをして、その審査をしていただくというふうな予定でございます。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 補助金は、いわば町長も補助金を切ることというのは、なかなかちょっと難しい面もあると思いますけれども、第三者の外部の目で適正に、本当に公平公正に、そういうふうに評価をするということは非常にいいことですので、ぜひ進めていただきたいというふうに思います。

次に、時間外勤務の削減ということで、フレックス制の採用をしていくということでありまして、町では、今年4月から時間外勤務命令の上限時間等の条例を適用されているということでありまして、そのことの内容も少しはちょっと把握はしてきたのでありますけれども、この条例を制定することによって、前とどのような違いがあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

ことし4月から働き方改革というようなことで、労働基準法で労働時間に関する見直しがありまして、それに基づいて公務員においても準じた形で合わせるというような形で行われたものでございます。

まず、時間外労働の上限時間ということで月に45時間で、年にして360時間を原則とするというようなことでございます。まだ、一部他律的な業務ということで、どうしてもその期間内にやらなければならない業務であったり、そういったものがある部署については、月100時間で、年に720時間という上限を設けるというようなことで、条例で総則を定めて、規則でそういった時間を定めているというような状況でございます。4月から導入というようなことになっておりますが、実質的な形で、やっぱり前の月からのところですぐ変わるかという部分でなかなか現状的に変わっていないという状況も把握をしております。これは公務員にとりましては、4月は人事異動がございまして、そういった形でどうしても勤務の時間外が発生するという状況もございまして、45時間を超した職員が4月で7人、5月で8名というようなことがございました。あと6月でも2名ということではありますが、6月から7月、8月にかけては他律的な業務という形で、選挙に従事する職員で45時間を超えているという職員がそれぞれ7月で6人、8月で3人という形となっておりますが、他の業務においては、7、8月は出てきていないという状況でございます。平成30年度に比べますと8月までの時間で、人数で平成30年度は49人でしたが、令和元年度におきましては28人となっております。その他律的な業務で11人その中に入っていますので、大分減ってきているのではないかというふうに思っているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 国家公務員とか、地方公務員は、民間企業平均よりも時間外勤務が多い結果になっているということでありまして、この要因としては、やっぱり地域住民への説明会の開催が、夜間や休日が多いということ、それから税金等の徴収業務とか、相談を受ける

ために自宅を訪問したりとかというようなことも時間外労働の要因となっているということでもあります。そうしたことで、国では、国家公務員は平成28年4月からフレックスタイム制が適用になったということでもありますけれども、地方公務員については、労働基準法の関係で適用にならないのではないかというような、私ちょっと思いがあったんですが、働き方改革によって、その辺はちょっと変わったんですか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

地方公務員におきましても、国家公務員に準じるという部分がございます。ただ、もう一つは労働基準法の関係もございますので、そういった点に、両方を考慮しながら進めているというようなことで、町ではフレックスタイム制等についてまだ実施していないところがございますが、働き方改革も含めてフレックス制を県等でも実施しているところもございますので、そういったところを見ながら、内容等を確認しながら進めていきたいというふうに思っております。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 今全国の自治体で試行されている制度といたしますか、例えば勤務時間開始時刻と勤務時間終了時刻を同じだけずらすという時差出勤、時差出勤というのが結構全国の自治体で今試行されているということでもありますけれども、その辺は考えていかないのか。

それから勤務間インターバル制度というのがありますけれども、その辺の試行ということもあわせて考えていくということなのかどうか、その辺もお伺いしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

フレックスタイム制につきましては、議員おっしゃるとおり、勤務時間をずらすというような出勤時間をずらすというようなことの趣旨で以前始まったことがあります。それは、通勤等に配慮するというようなことでもあったように思っております。現在、働き方改革の中におけるフレックスタイム制の考え方については、労働者が勤務時間をみずから決められる制度でもあるというような位置づけにもなっております。なおかつ、今回の制度改正においては、3カ月間の総勤務時間の中で、勤務時間を割り振ることができるというようなフレックスタイム制の制度も改正をされておるようでございます。そうした中で、忙しい時期は忙しいなりの勤務時間を設定して、そうでないときは勤務時間自体も短くできるというようなことも制度の中ではあるようでございます。

また、勤務時間インターバル制度というようなことで、こちらについては、時間外勤務を遅くまでやった場合については、休息時間を十分設けて、例えば夜の11時ぐらいまで勤務をやった場合については、休息時間を9時間から11時間、その間で設けるようにというようなことになっていきますので、次の日の8時半の勤務までには出ないで、10時とかの時間に出勤できるというようなものがインターバル制度ということで、双方とも十分な休息時間をとったりするようなみずからの働き方もできるというようなことの制度になっておるようでございます。

ただ、町の職員がこれを導入していくという中では、いろいろ制度的なこと、あとは業務的なこともありますので、そういった内容を検討しながら進めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） フレックスタイムとか、インターバル制度等々ありますけれども、町としてどういった制度を活用して運用していくのかということだと思いますけれども、それはいつごろを目途に実施をしていこうというふうに考えていますか。

○議長（工藤清悦君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

働き方改革の中で、今お話がありましたようなフレックスタイムやインターバルというようなこともありますけれども、もう一つとしては、業務の改善というようなことをしていかなければ、ただ単にそこだけ時間をずらしていくということだけではなかなか埋まらないものがあるのかなというふうに思っております。業務の改善の方法として、RPAというようなことも言われております。いわゆるソフトウェアですとか、いわゆるロボット、機械的なもので業務の自動化できるものは自動化していきましょうというような流れもあるようでございますので、そういった業務改善と、あとは職員の意識改革、あと先ほど町長からもありましたが定時退庁日ですとか、いろいろなことを活用しながら、その中で職員が働き方改革の中で時間をうまくとれるような制度ができるのかというようなことで検討していきたいと思っておりますので、今の時点でいつというようなことについてはまだ申し上げられないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） いずれにいたしましても労働者の生活時間や睡眠時間を確保して、健康な生活を送るための重要な制度でありますので、いろいろ研究をされて、とにかく職員が本

当に健康で職務に専念できるようなそうした体制をつくっていただきたいというふうに思います。

次に、P F I やクラウドファンディングについてお尋ねをしたいと思います。

前段の高橋議員の質問にもありましたけれども、商店街の拠点整備、P F I を導入して進めていくんだということでもありますけれども、この拠点整備、一度ちょっと頓挫したわけでもありますけれども、この拠点整備で、P F I の前に拠点整備を絶対進めていくんだというような、そうした考え方ですか、町長。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 進めるように担当課に指示しております。ただ、これまでのような施設のあり方とは異なっていくのではないかとこのふうにも考えております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 進めていくんだということでこれからまたP F I について質問をしたいと思いますけれども、P F I、公共事業を実施するための手法の一つということで、導入の最大の目的はコストの削減ということだというふうに思います。この制度、イギリスで発祥したということでもありますけれども、今、イギリスでは、やっぱりこの制度に対しての批判も大分あって、今相当衰退をしているということでもあります。それはなぜかという、やっぱり民間の業者でありますから、利益を優先してしまうというようなことで、逆にコストが高くなってしまったというようなことで、国民からちょっと批判を受けて、今衰退をしているということでもあります。

一方、我が国では、平成11年にP F I 法が制定されて、国も今進めているわけでもありますけれども、さまざまちょっと問題点もあるわけでもありますけれども、その辺は、十分に研究をされてやっていくんだらうというふうに思いますけれども、先ほども商工観光課長も答弁もしていたところでもありますけれども、この事業、確かに民間の活力というふうなことも非常に有利な面はあるんですけれども、今日本の自治体でもすごく失敗をしているところも結構出てきているということでもあります。やる前に失敗事例だけ挙げるのは、何かちょっと申しわけないのでありますけれども、やっぱり事業を進めるに当たっては、やっぱり細心の注意を払って進めていくということで申し上げたいと思うのでありますけれども、例えば北九州市のひびきコンテナターミナルというところは、事業を行っていた民間業者が経営破綻して、撤退したため自治体が施設を買い取らざるを得なくなったと。それから、事業見通しが甘くて、公共によって実施するコストが高くなって、契約を解除したというところが福岡市

のタラソ福岡ということなんです。それから、当初から赤字が続いて契約解除に多年の負担を要しながらさらに契約解除の際に特定目的会社に損失補償金を支払ったというのが、近江八幡市の総合医療センターというようなことでありますけれども、P F I は違う見方をすれば、民間のだぶついた資金を使わせるための手法であるということでありまして、決して公共にとってはバラ色ではないということでありまして、成功事例もあるんだろうというふうに思いますけれども、その辺の調査研究はしっかりとしていただきたいというふうに思いますけれども、その見解についてお考えを。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 米木議員が指摘されるとおりでございます。十分に検証が必要だと思っております。P F I でなければだめだとは言っておりませんが、やはりP F I を検討するよというふうな指示をしております。やはりこのP F I が向く事業とそうでない事業もあるだろうと思っておりますので、決してP F I がオールマイティだとは思っておりません。しかしながら、今後の財政等々を考えた場合に、やはりこういった手法もしっかりと研究をし、そしてこれが有利であるとするならば、やはりこういった手法も活用していくということが大事だろうというふうに思っておりますので、そのような意味で、職員には指示をしているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） P F I とちょっとまた違う方式ですけども、B T O方式というのがあるそうです。民間の事業者が施設を建設した後、所有権を公共側に移転して、施設の運営は民間事業者が担う方式だということであります。その辺もどれが一番いいのかということで、やっぱりしっかりと調査研究をして、検証して進めていただければというふうに思います。

次に、クラウドファンディングでありますけれども、群衆（クラウド）と資金調達（ファンディング）を組み合わせた造語だということでありまして、インターネットを通して、自分の活動や夢を発信することで思いに共感した人や活動を応援したいと思ってくれる人から資金を募る仕組みだということでありまして、町長が先ほどもお話をされていたとおり、共感を呼ぶような、そうした町であればみんな募ってくれるんじゃないかなというふうな話をされました。私もそう思いますけれども、そのいろいろな種類があるわけですけども、例えば購入型とか、寄附型とか、金融型というふうな種類がありますけれども、行政で行うのは寄附型と解釈してよろしいでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

- 町長（猪股洋文君） 基本的にはそのように考えております。
- 議長（工藤清悦君） 米木正二君。
- 16番（米木正二君） それで、例えば、どのくらいの目標額を想定されているのか、その辺はどうでしょうか。
- 議長（工藤清悦君） 町長。
- 町長（猪股洋文君） まだ具体的な事業を設定しておりませんので、どれくらいというふうには考えてはおりません。ただ、今回、このチリのパラリンピックを受け入れることで気づいたことは、この取り組み、いろいろな方が共感をしてくださっているということなんですね。トヨタ自動車はその代表的な例でございますし、あとは民間のチリ支援友の会という仙台市内にある友の会の方々であったり、ですからこの町が行っている事業で、共感を得て、そして資金調達することも可能だなということを改めてこのチリの受け入れを通して感じたところでございます。

ですから、そのような今後どういった事業が人々の共感を呼び、そしてそれに対して寄附をしていただけるような事業なのか、あるいはそういったストーリー性のある事業をつくっていけるのか、そういったことを検討しながら、その全体事業費の中では何割をクラウドファンディングで調達するのかという目標設定などもしてまいればというふうに思っております。

- 議長（工藤清悦君） 米木正二君。
- 16番（米木正二君） ちょっと時間も押してきましたので、次に進みたいと思います。

次に、企業誘致でありますけれども、現在、町には先ほどの答弁によりますと、36社、38事業所、そして従業員の方が3,000人で、町民が1,300人従事されているということでありまして、それなりの効果が非常にあるのかなというふうに思います。それで、やっぱり移住、定住を進める上で、雇用の場の確保ということは、非常に重要なことであるというふうに思います。さまざまな分野の企業が立地して、その住民の選択肢がふえる、広がるということが私、望ましいというふうに思います。担当の職員の方々、一生懸命頑張っているということは私もよく間近で見て知っておりますし、本当に頭の下がる思いでありますけれども、一方で、なかなか私の期待していた自動車関連の企業がもう立地してくれないということが非常に残念であります。大衡にトヨタ東日本の本社があり、自動車関連産業は裾野が非常に広くて、関連会社がいっぱいあります。その関連会社でもいいですから、やっぱりぜひ我が町にも立地をしていただきたいというふうに思いますけれども、その見通しはどうなんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） では、私のほうから。

トヨタ東日本、本社が大衡にございます。工場もございます。旧セントラル自動車ですね。そして、岩手県の金ケ崎に旧関東自動車が工場を設立いたしまして、関東自動車のほうが恐らく3倍ぐらいの生産能力があるんだと思っておりますので、どうしても岩手県の県南、それから宮城県であれば、やはり栗原等の県北、こういったところに関連企業、1次下請け、2次下請け、そういったものが張りついているということでございます。あるいは、大衡の周辺ということでございます。ですから、やはりこの加美町のように、インターがないというところ、これは大変条件としては不利でございます。これが非常に大きな点なんだろうというふうに思っているところです。

それからもう一つ、これからこの自動車産業を考えた場合に、恐らくは急速に電気自動車にシフトしていくのではないかとこのように予想されております。そうしますと、この部品の点数ですね。かなり3分の1ですか、かなりこれは点数が少なくなってくる。いわゆるエンジンが必要なくなりますので、電化製品のようなものになっていくわけですね。そうしますと、エンジン部分の関連企業というのは非常に裾野が広いわけですので、また、日本人が得意としている分野でもありますので、将来この部分が産業としてなくなっていくという可能性は十分にあるだろうというふうに思っております。

ですから、そういったことを考えますと、今後、自動車関連の企業が新たに立地をするということは、その下請けとしても見通しが広がるのであれば、これからどんどんその分野の需要が伸びていくのであれば、進出しよう。新たな設備投資をしようとするわけでありませうけれども、これが将来なくなるのではないかとこのことになると、これは新たな投資ということはなかなか難しいだろうと思っております。業種の転換も恐らく図っていかなくてはならないだろうというふうに思っております。

ですから、現実問題として、自動車関連企業を誘致するということは、大変私は難しいんだろうというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げましたように、マッチングを行っておりますので、自動車の車載関係ですね。内部の車載関係の仕事は、かなり取り組んでおります。玉川電気さんなんかもそうですけれども、実質的にかつては携帯の画面なんかをつくっていましたが、今はすっかり業種転換をしまして、車載関係の仕事を行っております。そういったことなども町も積極的にマッチングをしながら、トヨタが来た恩恵を地元の企業も享受ができるように支援をしているということでございますので、ご理解いただき

たいというふうに思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 自動車関連産業の誘致はなかなか難しいということでもありますけれども、一方、高度電子機器、機械産業の誘致もいろいろアプローチしているという、そうしたことでありますけれども、その辺、見込みはこれからこの加美町としてどういった業種の企業の誘致が見込まれるのか。その辺、どうですか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 高度電子関連でございますけれども、宮城県には東京エレクトロンという大きな会社がございます。全世界のシェアはたしか2番目だと思いますけれども、大変大きな企業がございます。それに関連した加美町ですと小林機械さんなどが立地をし、先ほど申し上げましたように、増築などもしたわけにありますけれども、大変この電子関連は波のある産業でございます、今は日韓関係の悪化も含めて、大変厳しい状況になってきております。ですから、町としても山梨にも大分集積しておりますから、山梨などの企業にも定期的にアプローチをしているところでございますけれども、やはり今後この電子産業分野の見通しがやはり出てこない、なかなかこれも新たな投資ということは難しいんだろうと思っておりますけれども、中長期的な視点でもって、電子関連企業にもアプローチをしているところでございます。私も電子産業関連の企業の社長にお会いしたときにも、こう言っていたんですけれども、非常にいろいろな自治体の担当者が来るけれども、加美町の担当者は熱心で優秀であると。ですから、必ずその努力は報われるだろうということを言っていました。ですから、そういった信頼関係、そういったものが実を結ぶときは私は来るんだろうというふうに思っております。

また、先ほど申し上げましたように、加美町の場合はやはりきれいな豊富な水というものが一つの売りでございますので、やはり食品関連などというものも引き続きこれは取り組んで、アプローチをして、誘致に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

また、こういった企業に比べて、別の起業、起こすほうの起業ですね。やはりこれからどうやったら首都圏の方々にサテライトオフィスを設けるなり、自分の仕事を持って、この加美町にやってきましたりとか、そういったところにも取り組んでいかなければならないだろうというふうに思っております、神山町などがその代表的な例でございますけれども、そういったことなども今後なお一層努力をして、多様な働き場所を確保してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（工藤清悦君） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

米木正二君。

○16番（米木正二君） 次に、中新田公民館建設についてをお尋ねしたいと思います。

昨日も味上議員、このことで一般質問をしておりました。場所についてでありますけれども、中新田体育館の東側に建設をされると、するというので、町長は、そのほかの場所は考えていないということの答弁がありました。しばらくちょっと前でありますけれども、町長覚えていますか、町長と私、お話をしたときに、町長は、中新田公民館の建設場所については、バッハホールの補完ということから、バッハホールの東側に平屋で建設をしたいという話を私にされました。私もその考えに共感をしまして、ああそういう考えはいいなということで、これまでずっと来ました。その私に言った本人がね、もうそこでなくて体育館の東側に建設をするという考え方に至ったということであろうというふうに思いますけれども、その辺、なぜ当初の考え方からそこに変わったのか、ちょっと町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 当初音楽関係者から楽屋が足りないとか、いろいろなお話を頂戴いたしまして、平屋というふうには言ったとは思っていないんですけれども、平屋では面積足りませんから、恐らくは建てるのであれば、東側の駐車場のところに2階建て、あるいは3階建ての一体的な公民館をつくってもいいのではないかというふうに思っておりました。そのことを米木議員には私、お伝えしたんだと思っています。用地を買ってということはお話していないと思います。その時点でもそういった考えはなく、あくまでも、今の東側駐車場というふうな考えでございましたけれども、ただ、この実際に検討委員会が始まりまして、さまざまな検討していく中で、そこに音楽関係者も含まれていたわけでありまして、必ずしもそういうことではなく、やはり公民館は公民館として、さまざまな要件を勘案しながら、しっかりしたものをつくっていきましょうというふうな考え方になっていったようにございます。

ただし、その中でも体育館とか、バッハホールとの連携ということも十分加味しながらつくっていくというふうなことで、意見の集約が図られたというふうに聞いております。それを受けて、さらに庁内の連絡委員会で検討し、当然自由な討議ですから、さまざまな意見があった中で、最終的には体育館の東側ということで意見が集約されたということでございますので、それを受けて、そしてさらにそれとは別途、専門家の方々が再検討、再検証を行った

結果、体育館東側が望ましいというふうに結論づけられましたので、当然私としては、そういったこれまでの経緯を踏まえて、体育館の東側ということをお話しさせていただいているということでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 町民のアンケートの中では、駐車場が足りないという方が約4割ありました。きのうの町長の味上議員への答弁の中で、駐車場が足りなくなるのは年に数回しかないだろうという話をされましたけれども、果たしてそうなのかなという感じもしています。それから、議会の平成31年度予算審査特別委員会への報告の中で、公民館事業に係る設計委託料に関しては、やはり催事などの駐車場としての活用方法などの考慮すると、いまだ建設場所の位置においては意見を集約し切れている状況にはないというふうに我々も報告をしております。

それから、平成31年度予算においては、再度設計予算が計上されているところでありますが、議会としては基本設計段階と、実施設計段階を分けて考え、基本設計が提案された時点で検討委員会委員をはじめとする町民、議会に対する説明と理解を十分に図られてから実施設計に進むことを条件に事業を進めることを強く要望しますというようなことで当初予算を認めたと。設計予算を認めたということでもありますけれども、このことについて町長の見解をお願いします。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 担当の生涯学習課としても十分このご意見、皆様方からのご報告を受けて事業を進めてきたと私は考えております。この3月15日の時点では、まだプロポーザルも行われていなかった時点でございますので、プロポーザルを行い、そしてプロポーザル、いわゆるパートナーですね、パートナーをしっかりと選び、そしてその上で、先ほど申し上げたように、その一方で庁内でもしっかり連絡委員会を開催して、場所の意見集約も図り、そして専門家にも検証をしていただき、そしてこの基本設計段階でもこの前皆さんにお示しいたしましたけれども、皆さん方に、しっかりと業者にも来ていただいて、ご説明をさせていただき、また、町民のワークショップも開催をし、生涯学習課はしっかり皆さん方のご意見をもとに、この事業を進めているなということは今、これ報告書を見ながら改めて感じているところでございます。以上です。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） その場所については、体育館東側ということでもありますけれども、先般

も防災訓練があった際に、東側の駐車場を使いました。味上議員も指摘をしたところでありますけれども、東側はやっぱり災害時に救援物資、大型トラックの救援物資が入ってきて、搬入するのに一番いい場所なんですね。表側ですと、なかなかあそこに大型にトラックを横づけして、搬入するという段階もありますし、非常に時間的にも労力的にも大変なあの場所だなというふうには思っています。そうしたことで災害時という場合の想定ということも考慮に入れてないのかなというふうにも思います。

それから、やはり議会の中でも東側については、大分議員の中でも異論があります。議会でも意見の集約がされていないというのも事実でありますけれども、これから説明と理解をしてもらうためのやっぱり町長どのようなあれですか。このままそこで行くんだということで強引に押し切るつもりですか、それともやっぱり我々に対して納得できるようなそうした十分な説明をして、認めてもらうというそうした努力ということは考えていませんか。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） これまでも強引に進めてきたというつもりは全くございません。先ほど申しましたように生涯学習課としては、しっかりとステップを踏みながら、そして議員の皆さん方のご意見もしっかりと受けとめながら、通常のやり方で進めてきていると思っております。進め方に特に瑕疵があるというふうには私は思っておりません。

やはりどの事業もですけれども、進めるに当たって、町が所有していない土地、相手が売るかどうかもわからない土地、幾らなのかわからない土地ですね、はっきり申し上げまして、そういった不確定要素を土台にして事業を進めるということは、なかなかこれは難しいんだろうというふうに思っております。防災の問題というのも当然あるでしょうけれども、まずやはり一番大事なことは、公民館としてどうあるべきかというところが一番大事な視点でございますので、やはりそこに焦点を当てて、検討をしていただいたものだろうというふうに思っております。

また、バツハホール東側の土地については、今言ったように、今現在では、全く不確定な要素を持っている土地でありますし、もし土地を購入するとなれば、これはやはり十分な検証、本当に必要なかどうか、やはりこれから町が財産を持つということは慎重であるべきだと思っております。本当に必要なかどうか、あってもなくてもいいというものは、これは持つべきではありません。あったほうがいいというものもこれは持つべきはありません。どうしても必要だというものをやっぱり精査しながら、私はやっていかなくちゃならないんだろうというふうに思っていますから、これは本当に慎重であるべきだというふうに思っています。

ですから、それはそう簡単に出る結論ではございませんので、やはり利用者も高齢化をしておりますし、やはりこの公民館がいろいろな面で、これからお子さんからお年寄りまでのさまざまな生涯学習の拠点、生きがいつくりの拠点になっていくはずの施設でございますので、やはり現在の町所有の土地の中で考えるということが妥当な線だろうと思っておりますし、これまでの検証の結果も体育館の東側ということで話されておりますので、これで進んでいくということが妥当だろうというふうに思っております。何かほかにも説明が必要であれば、これは説明することはやぶさかではございません。しかしながら、そういった考え方に基づいて、しっかりとこれまでもかなりの回数、8回だったでしょうか、生涯学習課のほうでも皆さん方に説明をしてきておりますし、必要であれば今後とも説明しながら事業を進めさせていただければというふうに思っておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） やっぱり事業の検証というのを十分に検証するという、これは本当に大事なことだろうというふうに思います。

それで、東側の用地を取得するというのであれば、財政への影響、また民有地であるということで、不確定要素だということ、これは十分に私も承知をしております。しかしながら、進める中で、東側の用地を例えば購入した場合にはどのくらいかかるとか、事業費の検証とか、そういうことはされていないと思うんですよね。やっぱり比較をして、東側の土地を購入した場合にはどのくらいの事業費がかかっていくのかとか、効果はどうなのかとか、そういうことの比較というのを我々に示されていないので、庁内のその会議の中ではそういったことは検討されたんでしょうか。

○議長（工藤清悦君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼スポーツ推進室長（上野一典君） 生涯学習課長でございます。

役場で構成している連絡委員会に関しては、具体的な金額とかそういうのは検討しておりませんが、内部では調査はしております。まだ議会のほうには報告はしていませんが、課内での調査はしております。

○議長（工藤清悦君） 米木正二君。

○16番（米木正二君） 5秒しかありません。

あのどうしてこう示してもらえなかったのかなと、今残念に思います。

それから、やっぱりちょっと時間が。

○議長（工藤清悦君） 1問だけ。

○16番（米木正二君） あとこの事業というのは、50年、60年に1回の事業なんですね。ですから、私は町民にとって本当にいい施設だなと思われるようなそうした場所も含めてね、そうあるべきだなという思いで質問をしたわけでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（工藤清悦君） 町長。

○町長（猪股洋文君） おっしゃるとおりでございます。ですから、慎重に検討を重ねて、体育館の東側という結論に達したわけでございますので、それで進めさせていただきたいと思ひています。

なお、米木議員と、もう一つお話ししたいことは、これ米木議員にもご了解いただいたと私も思ひていますが、いわゆる体育館、将来あの中で建てかえが出てくるとなると、これは体育館であろうと。そうすると体育館はなかなか今の東側には、これは木村議員のご指摘で日照権の問題も発生するので、東側に建てることは難しいであろうと。そうすると、将来のあのブロックの中で建てようとする、いわゆるバツハホールの東側しかないだろうというふうなお話もさせていただいて、その時点で米木議員にもご了解、ご理解いただいたと私は思ひていますが、ですから、そういったことあらゆることを勘案した中で、私は庁内での連絡委員会、あるいは専門家の検証の結果、体育館の東側というふうな結論に達したといことは非常に理にかなっているのだろうというふうに思ひておりますので、ぜひそこのところをご理解いただき、事業を進めるのにご協力いただければと、大変町民もこのことについては待ち望んでいる事業でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（工藤清悦君） 以上をもちまして、16番米木正二君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤清悦君） ご異議なしといたします。よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、明日は午前10時までに本議場へご参集願ひします。

大変ご苦勞さまでした。

午後5時15分 延会

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年9月19日

加美町議会議長 工藤清悦

署名議員 佐藤善一

署名議員 下山孝雄